

豊山町障害者福祉計画

第5次障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

令和3年3月
豊山町

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
第2章	豊山町の障がいのある人の状況	5
1	総人口・将来推計	5
2	障がい者の比率と手帳所持者数	6
3	身体障害者手帳所持状況（等級、年齢）	7
4	療育手帳所持状況（判定、年齢）	8
5	精神障害者保健福祉手帳所持者（等級）	9
6	自立支援医療受給者（精神通院、更生医療、育成医療）	9
7	サービス受給者（障がい福祉、児童福祉法、地域生活支援事業）	10
第3章	ヒアリング調査	11
1	豊山町における主な障がい福祉団体の現状と課題	11
2	つながりについて	12
3	情報発信と会員の情報共有	12
4	障がい福祉サービスの現状と改善点	13
5	災害時の対応について	13
6	「地域共生社会」に向けての現状と課題	14
7	その他の意見や行政・地域に望むこと	14
第4章	計画の基本的な考え方	16
1	基本理念	16
2	基本目標	17
3	施策の体系	18
第5章	第5次障害者計画	19
	基本目標1 利用者によりそった生活支援体制の整備とサービスの充実	19
	基本目標2 適切な保健・医療サービスの提供	21
	基本目標3 雇用・就業、経済的自立の支援	23
	基本目標4 生活環境の整備	25
	基本目標5 障がいのある人への理解促進	27
第6章	第6期障害福祉計画	30
1	障害福祉計画の方針	30
2	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	32
3	サービス及び相談支援の提供体制	34
4	目標等の設定について	35
5	障がい福祉サービス及び相談支援の見込みと確保のための方策	41
6	地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策	53
第7章	第2期障害児福祉計画	66
1	障害児福祉計画の方針	66
2	目標等の設定について	67
3	障がい児支援サービス等の量の見込みと確保の方策	70

第8章	計画の推進に向けて	73
1	計画推進体制の整備	73
2	情報提供体制の充実	74
3	サービス提供体制の整備とサービスの向上	74
4	地域共生社会の実現に向けて	75
資料編	76
	地域福祉計画アンケート調査結果（抜粋）	76
	ライフステージマップ（支援詳細）	82
	ライフステージマップ（機関連携）	83
	豊山町障害者福祉審議会条例	84
	諮問書	85
	答申書	86
	豊山町障害者福祉審議会委員名簿	87
	策定過程	88

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

「豊山町障害者福祉計画」は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという障害者基本法の理念に基づき、全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための指針となるべき計画です。

平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）について、「障害のある人が望む地域生活の支援」「障害のある子どものニーズの多様化への対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を柱にした改正法が施行されました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は施行から3年が経過し、障がいのある当事者も交えた見直しが行われました。令和2年4月には、公的機関の障がい者雇用数の水増し問題の再発防止策を強化するとともに、民間事業主に対する障害者雇用を促進する目的として「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）が改正されました。

国は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画において、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた基本指針を示しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止による緊急事態宣言の発出による外出自粛要請や特別支援学校の臨時休業等により、障がい福祉サービスの安定した提供体制の重要性が再認識されました。

こうした国の動向や変化する社会情勢等を踏まえ、前計画の見直しや継続を行い、総合的かつ効果的に施策を推進していくための新たな基本計画を策定し、本町における障がい者施策の一層の充実を図ることを目指します。

※「障害」の「害」については、条例や規則に記載されている場合や、団体の名称、組織名、法律名、国、県、町の計画名や事業名を除き、可能な限り「害」の表記をひらがなにしています。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「障害者計画」は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本方針や目標を総合的かつ計画的に推進するための最も基本的な計画です。

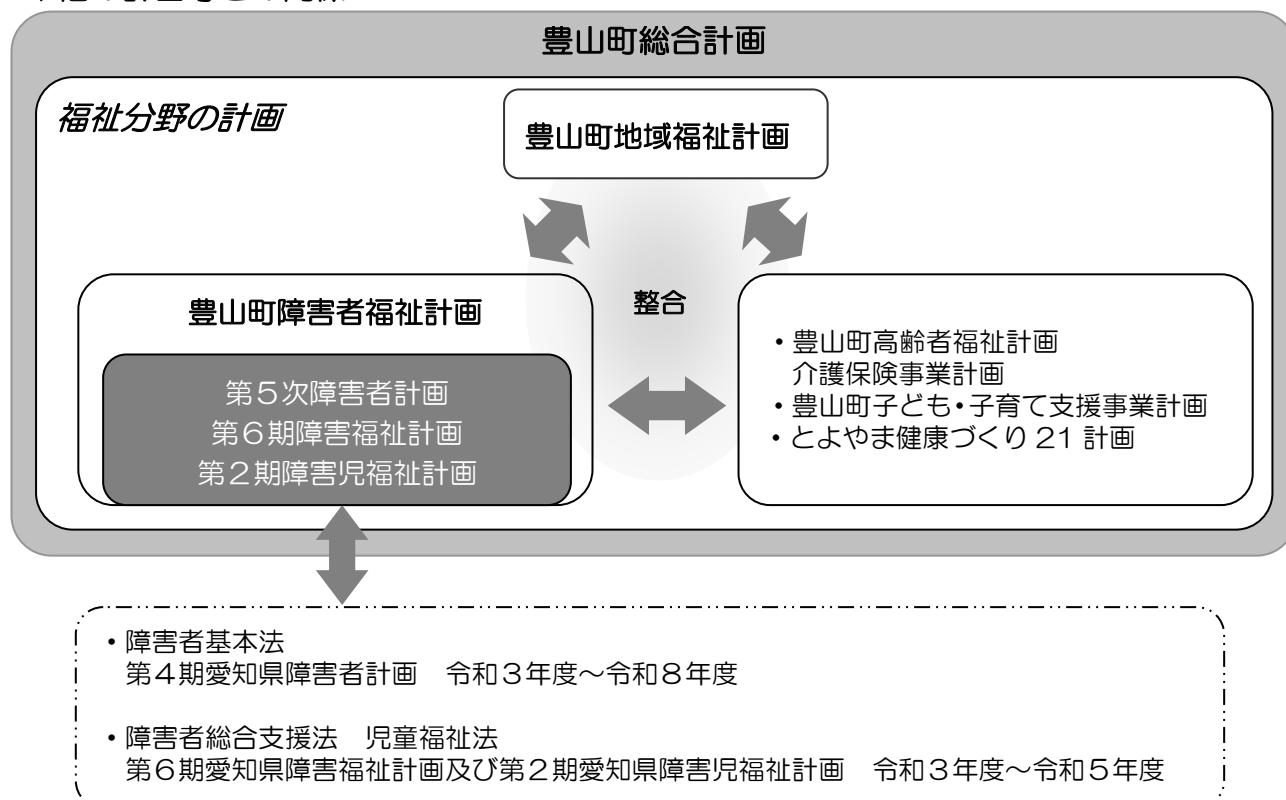
「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めた実施計画として策定する計画です。

これらの3つをあわせて、「豊山町障害者福祉計画」とします。また、上位計画である「豊山町総合計画」やその他の福祉関連計画との整合を図りながら策定しました。

◆根拠法令・性格・計画期間

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
性格	障がい者施策に関する基本的方向性について定める計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
計画期間	令和3年度～令和8年度	令和3年度～令和5年度	令和3年度～令和5年度

◆他の計画等との関係



(2) 計画の対象者

計画の対象者は、障害者基本法に定めるすべての障がいのある人を対象とします。

【障害者基本法（抜粋）】

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

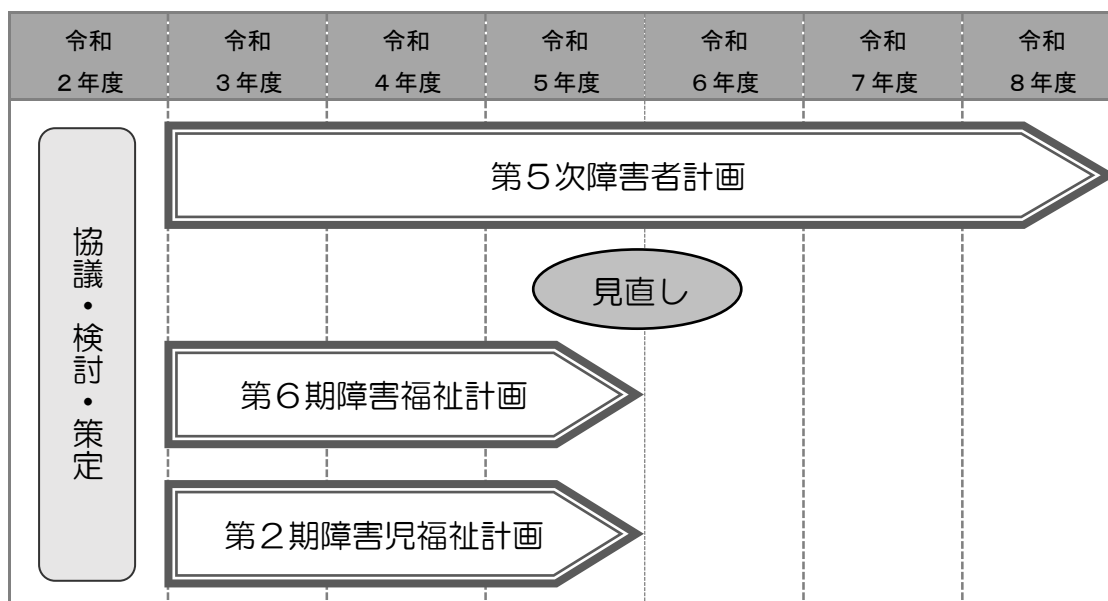
- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

3 計画の期間

障害者計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

3年ごとの見直しだけでなく、定期的にその進捗状況を把握・評価するため、毎年、実施事業の結果を把握し、審議会等の意見を聴き、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 「豊山町障害者福祉審議会」の開催

この計画は、学識経験者、医療及び保健関係団体の代表者、福祉関係団体の代表者、福祉ボランティア団体の代表者及び一般公募から選出された者から構成される「豊山町障害者福祉審議会」に諮問を行い、内容を審議・検討し、答申を踏まえた上で策定しました。

(2) 関係団体へのヒアリング調査

障がい福祉サービスの改善や地域共生社会を前進させるため、障がいのある人と直接かかわり、支援していただいている関係団体に対してヒアリングを行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の素案については、令和3年2月から役場福祉課の窓口やホームページで公開し、広く町民の方々からの意見を募りました。

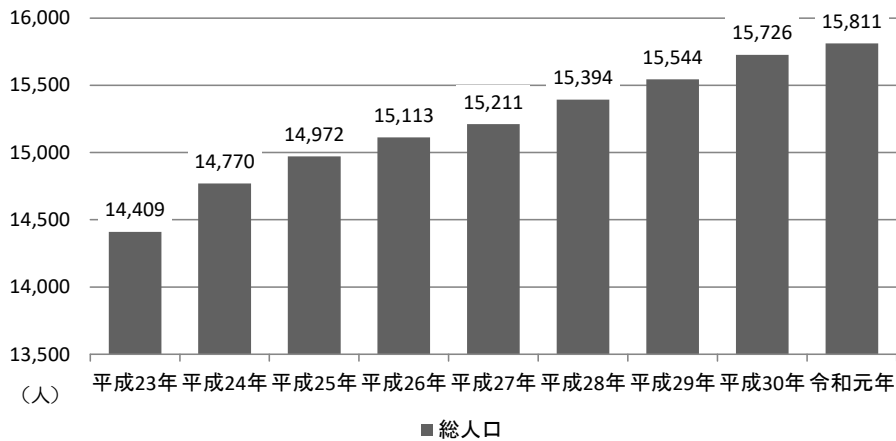
第2章

豊山町の障がいのある人の状況

1 総人口・将来推計

本町の総人口は増加し続けており、令和元年では 15,811 人となっています。

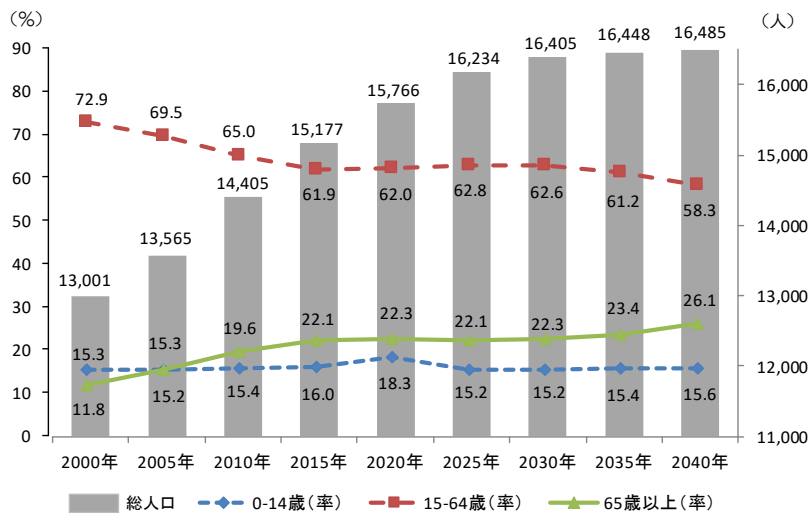
図表 1 総人口の推移



出典：住民課

将来推計人口をみると、総人口は 2040 年には 16,485 人となり、2020 年と比較すると、約 719 人増加すると見込まれています。それに伴い、65 歳以上の高齢者の割合も、2020 年と比較すると増加すると見込まれています。2025 年には 14 歳以下の人口の割合は、ほぼ横ばいになると予測されます。

図表 2 将来推計



出典：2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

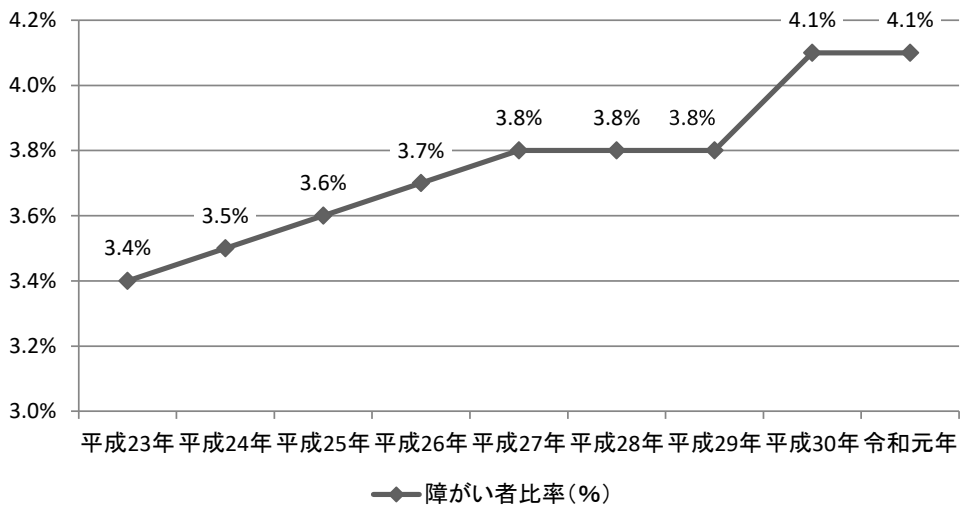
2020年：住民基本台帳

2025年以降：総合計画

2 障がい者の比率と手帳所持者数

本町の障がい者比率は、平成23年の3.4%から平成27年まで増加し続け、平成29年まで3.8%で横ばいの状況となっています。再び平成30年に増加し、令和元年は4.1%で横ばいの状況となっています。

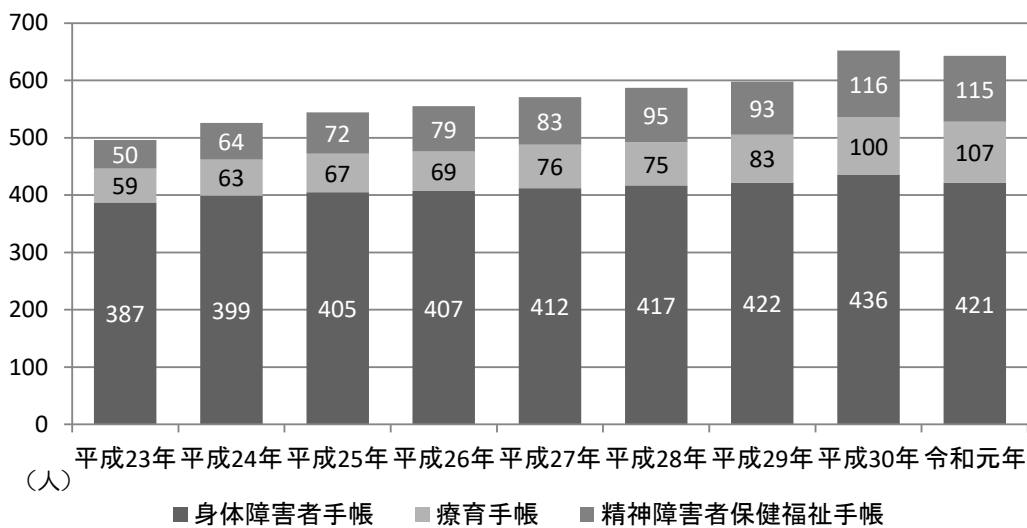
図表3 障がい者比率



出典：福祉課

障害者手帳所持者数は、平成23年の496人から令和元年の643人まで8年間で147人増加しており、各種手帳所持者は増加傾向にあります。

図表4 障害手帳所持者の推移

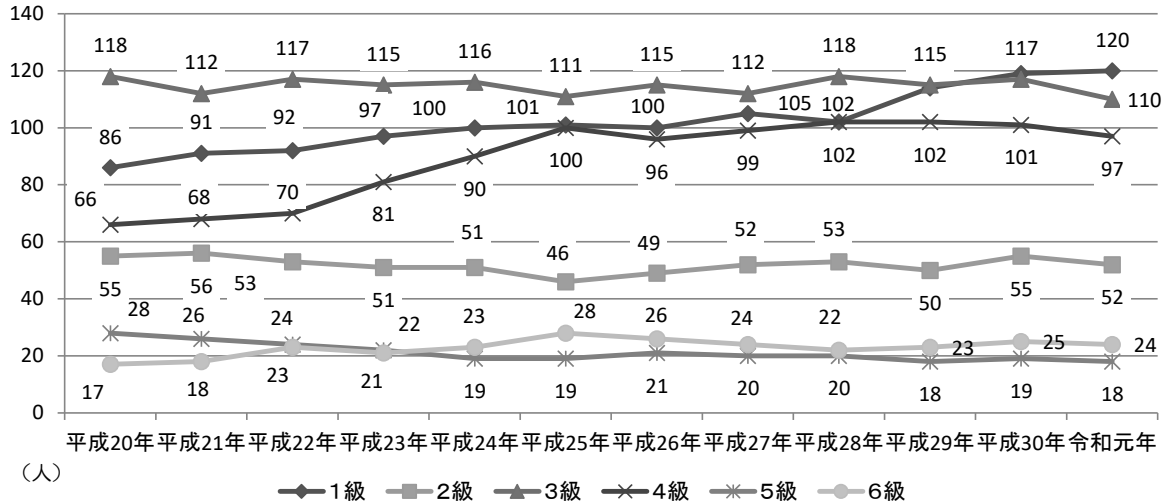


出典：福祉課

3 身体障害者手帳所持状況（等級、年齢）

身体障害者手帳所持者の推移をみると、「1級」と「4級」が増加傾向にあります。

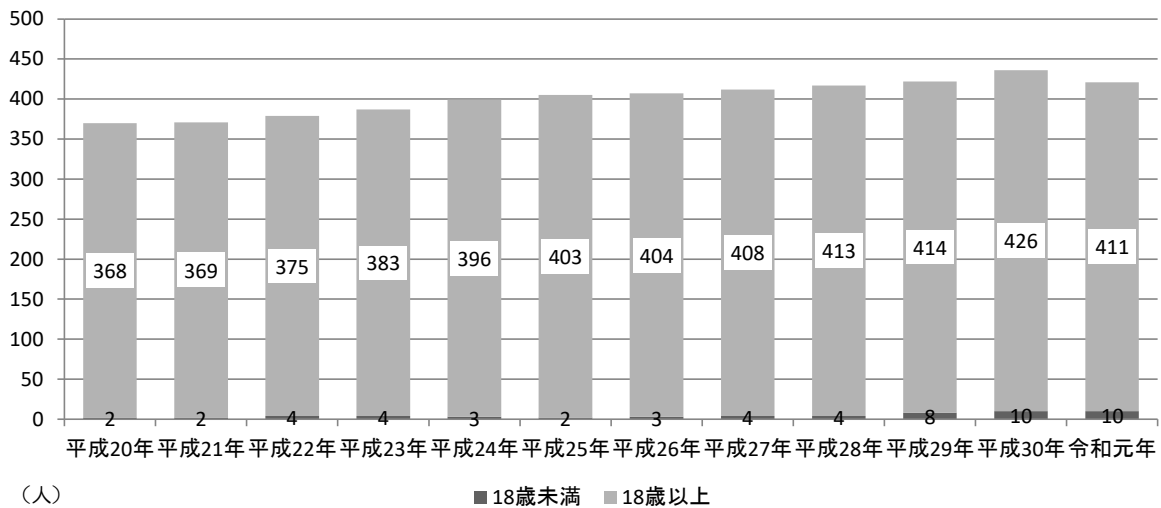
図表 5 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）



出典：福祉課

身体障害者手帳所持者の推移を年齢別にみると、18歳以上で平成20年の368人から令和元年の411人までに、11年間で43人増加しました。

図表 6 身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）

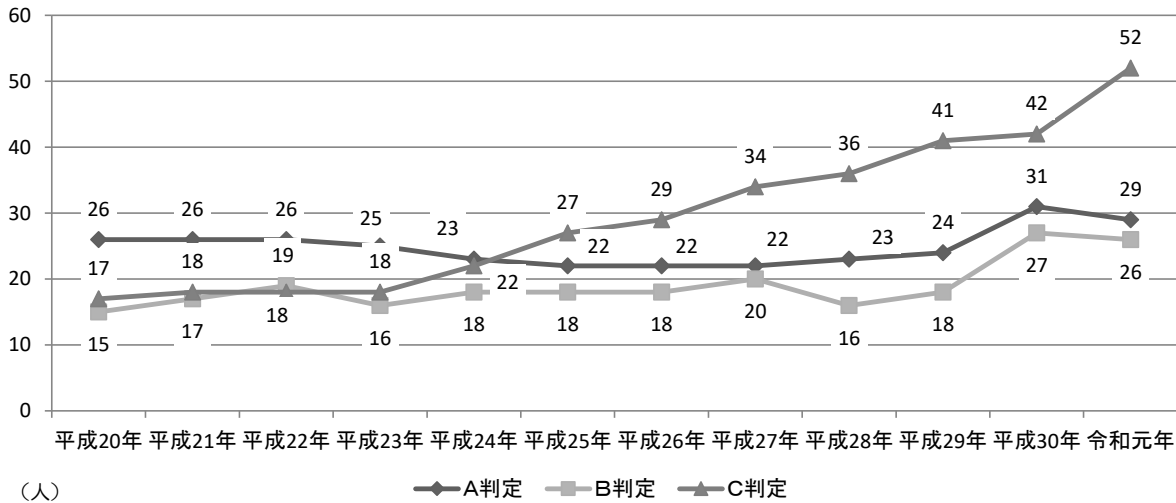


出典：福祉課

4 療育手帳所持状況（判定、年齢）

療育手帳所持者数は、年々増加しており、平成20年の58人から令和元年の107人まで11年間で49人増加しました。

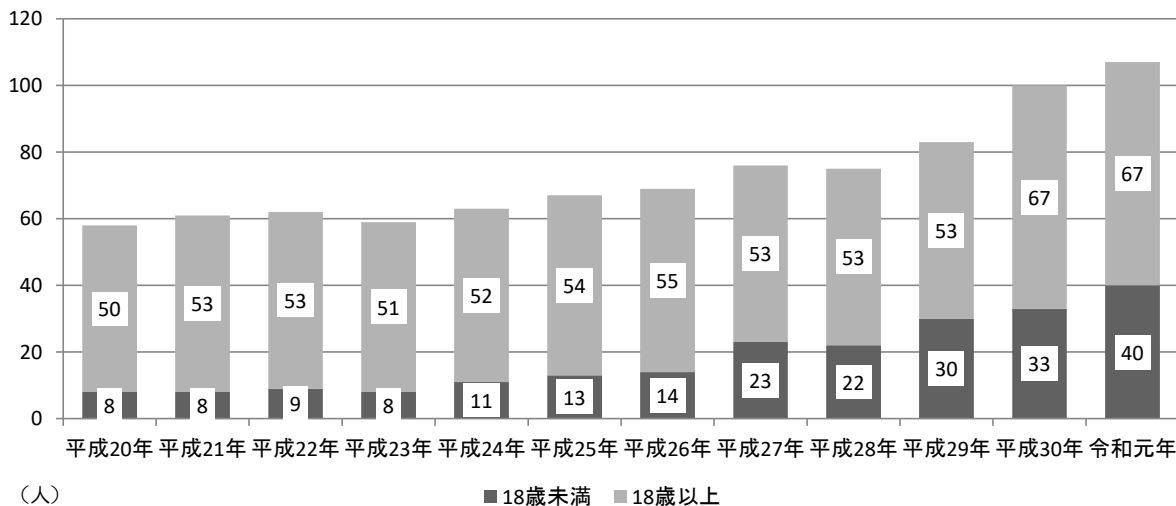
図表7 療育手帳所持者の推移（判定別）



出典：福祉課

療育手帳所持者の推移を年齢別で見ると、「18歳未満」で平成20年の8人から令和元年の40人まで11年間で32人増加しました。

図表8 療育手帳所持者の推移（年齢別）

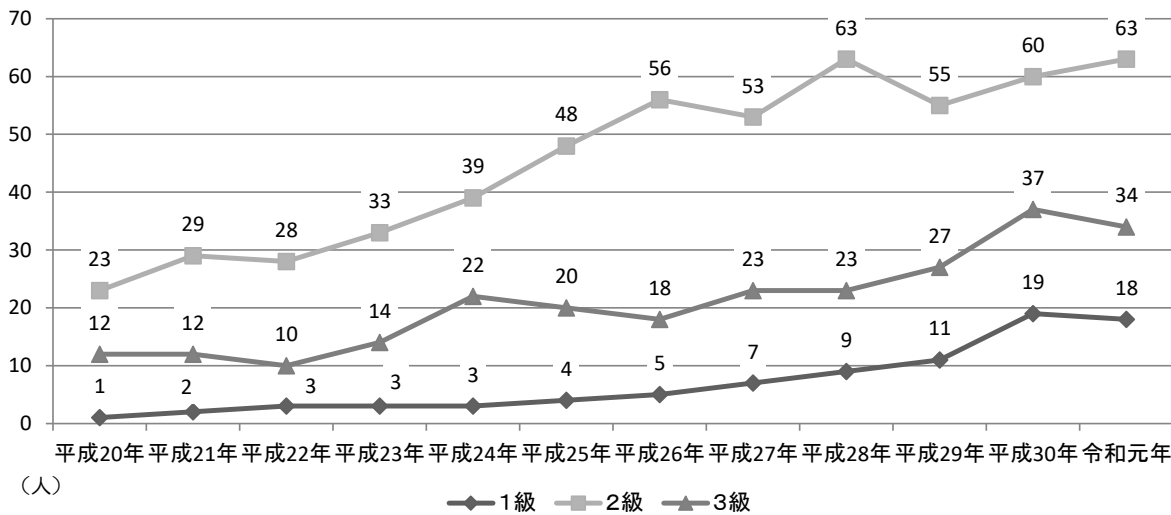


出典：福祉課

5 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級）

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、それぞれの等級で増加傾向にあります。特に、「2級」では平成20年の23人から令和元年の63人まで11年間で約3倍の40人増加しました。

図表 9 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（等級別）

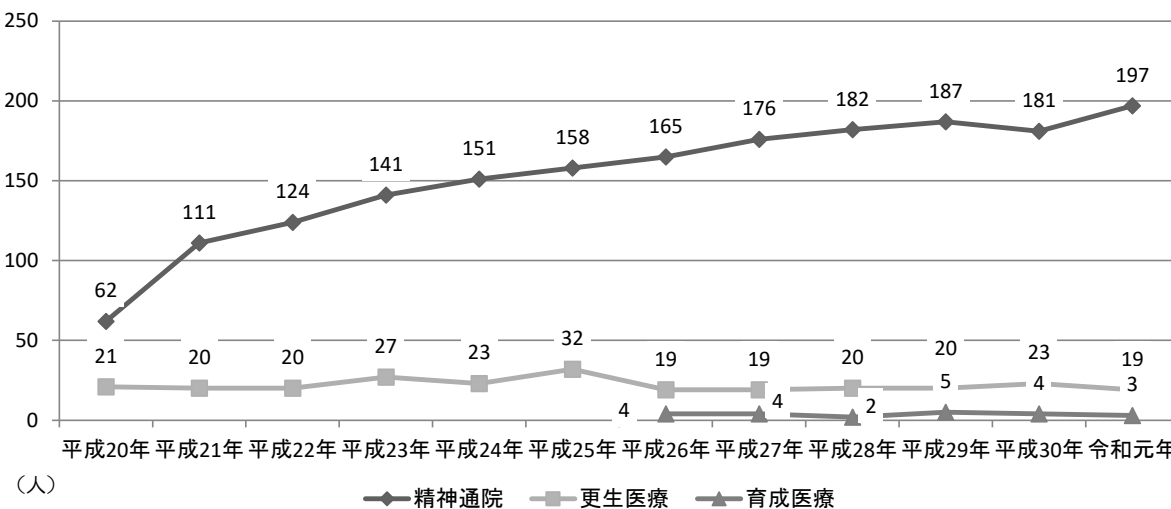


出典：福祉課

6 自立支援医療受給者（精神通院、更生医療、育成医療）

自立支援医療受給者の推移を医療別にみると、「精神通院」で平成20年の62人から令和元年の197人まで11年間で約3倍の135人増加しました。

図表 10 自立支援医療受給者の推移（精神通院、更生医療、育成医療）

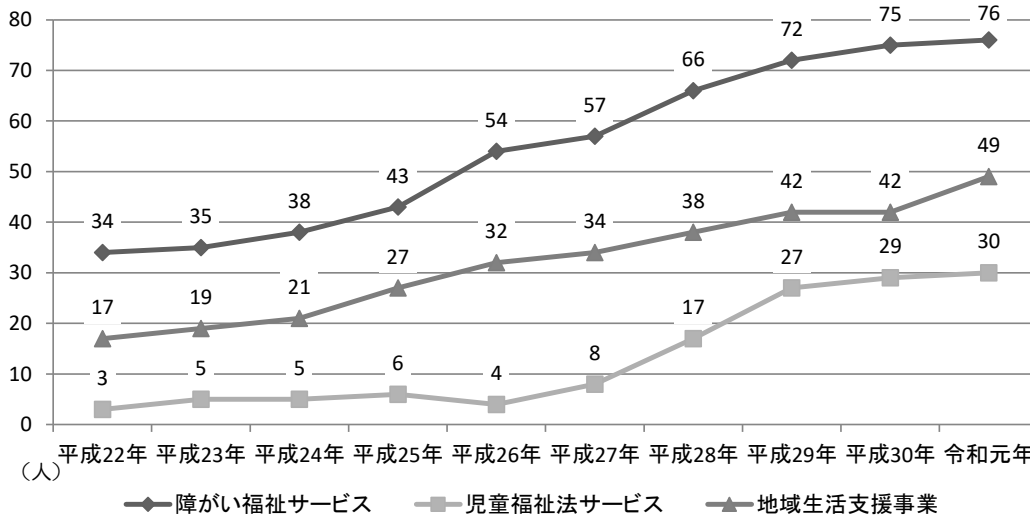


出典：福祉課

7 サービス受給者（障がい福祉、児童福祉法、地域生活支援事業）

サービス受給者の推移をみると、平成 22 年から令和元年の 9 年間でそれぞれ増加傾向にあります。

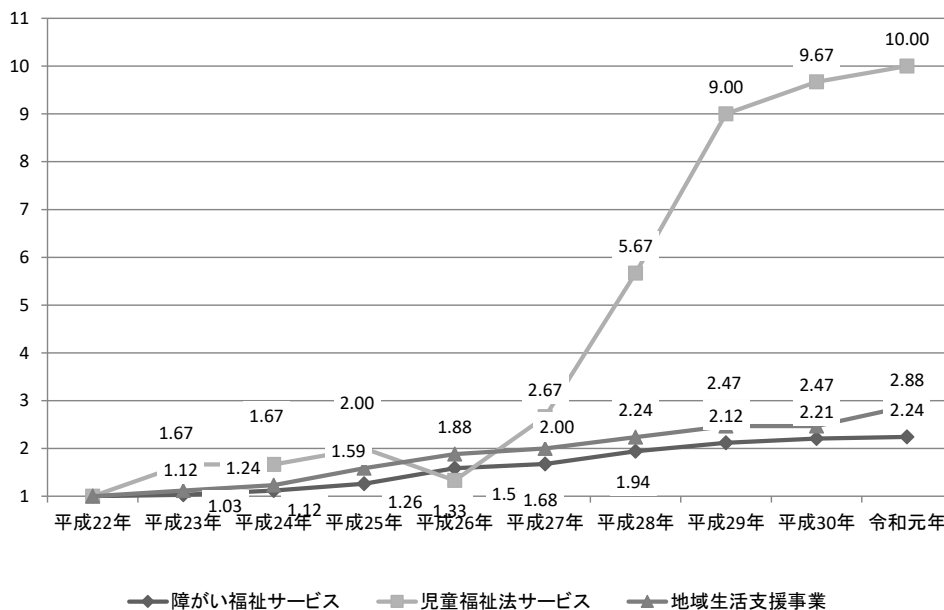
図表 11 サービス受給者の推移（障がい福祉サービス、児童福祉法サービス、地域生活支援事業）



出典：福祉課

サービス受給者の変化状況について、平成 22 年を基準にみると、令和元年で「児童福祉法サービス」が 10.00 となっています。

図表 12 サービス受給者の変化状況（基準年：平成 22 年）



出典：福祉課

第3章

ヒアリング調査

今後の障がい福祉サービスを中心とする、障がい福祉施策の在り方を検討するため、本町において活動されている関連団体にヒアリングを実施しました。ヒアリング内容については、障がい福祉施策に関する内容を中心に掲載しました。

ヒアリング協力団体一覧

	団体名	団体の対象者	実施日
1	デイジーポテト	障がいのある人の親の集まり	令和2年9月15日
2	福祉作業所親の会	身体及び知的障がいにより就労が困難な人の家族の集まり	令和2年9月18日
3	スマイリー	発達障がいのある児童の親の集まり	令和2年10月2日

1 豊山町における主な障がい福祉団体の現状と課題

【デイジーポテト】

- 参加者は、親が13人（小中学生の子がいる親、作業所に通う子がいる親等）、福祉の杜職員等です。内容としては、親がそれぞれ子どもの近況を報告することや福祉の杜から2市1町の状況を報告してもらうことです。デイジーポテトの定例会において、問題を解決するというよりは、定例会で得た情報を基に専門の相談機関等につなげることが目的です。
- 令和2年9月時点で、コロナウイルス感染拡大防止のため、隔月の定例会を1月から開いていません。
それ以降はLINE等の連絡網で通知を行っています。
- 集まりを維持しつつ、具体的な課題について団体としても発信できればと思うとともに主体的に動いていないのが課題です。

【作業所親の会】

- 通所者は男性9名、女性2名です。
- 福祉の杜へ通所、ショートステイを各自利用しています。
- 特に作業所としての課題はありません。毎日、利用日に各自が利用できることが一番です。

【スマイリー】

- 定例会を月1回午前中に開催しており、別枠で年1回程午後からの会を開催しています。小学生ぐらいの子どもをもつお母さんたちが主に参加しています。

- 登録者は40名で、実際の定例会参加者は6人で同じ顔触れとなっています。
- 仕事勤めにより日々の活動には参加されなくなった登録者が増えています。
- 最近は、スマイリーで相談しなくてもひまわり園やインターネットで解決できるので、新規参加者が減っています。
- もともと縮小傾向だったところ、新型コロナウイルスの影響を受けてほとんど活動できていない状況です。今年度は全く活動できていません。
- ひまわり園で就学のお手伝いをしてくださることが増え、情報も昔よりもたくさん得ることができるので、スマイリーの役割が変わってきました。

2 つながりについて

- 活動としては、内部での交流がメインなので、地域とのつながりはあまり持っていません。過去に2回、障がい者本人の交流を目的として、民生委員やヘルパーなど支援者とのつながりを喚起するような会を行いました。
- 小中学校で実施されている福祉実践教室で実際にこの地域で生活している障がい（特に知的障がい）のある人への理解を深める機会があればと考えています。
- キャラバン隊によるワークショップは内容が充実していてよかったです。
- 福祉課と社会福祉協議会の関係性がわかりにくいです。福祉課ではできないことを社会福祉協議会で行ってほしいです。
- 毎年秋に開催される福祉フェスティバル、産業祭等で町民の皆様がバザーに来ていただいています。少しでも多くの町民の皆様に行事の内容を知っていただきたいです。
- 子どもや親戚など身近に障がいのある方がいないと、活動内容に興味をもってもらえません。
- 町内の障がい関連団体などと連携をとることを期待されていますが、お会いして一緒に何か行うのは難しいです。

3 情報発信と会員の情報共有

- 団体としては、主に福祉の杜からこの圏域の現況を聞き、情報を得ています。また福祉課、弥富の里から年に1回各々の立場から情報を得ています。
- 相談支援事業所が社会福祉協議会にでき、今後ここからの情報が充実していくことを望んでいます。相談する人を待つのではなく、社会資源を探してアウトリーチを実践していただきたいです。

- 身近な相談員の方に、定例会に参加してもらい相談を聞いてもらいたいです。
- コロナウイルスが広がる以前は、2～3か月に1度くらいのペースで集まり、様々な情報交換をしていましたが、最近では、インターネットの普及により個別で情報収集できる方も増えています。
- 先輩方がLINEグループを立ち上げてくれましたが、上手く活用できていません。
- 昔は話をして共感してもらえるだけで安心感があって、居場所のような感じでしたが、今は居場所を求めて来るといよりは本当に必要な情報が欲しくて来る方が多いような気がします。
- それぞれ、各自の持っている情報を、集まったときに、交換し合うくらいしかできていなかったなので、必要な情報がすぐ受け取れる環境ではなかったです。
- 中学校にあがる時の就学時の情報について、先輩方から情報を聞くことができないので、個人的に調べる必要があります。
- 今年度から社会福祉協議会に相談支援専門員が1人いることや、福祉事業所を検索できるウェブサイトについて知らなかったなので、待っているだけでは情報は入ってこないなと思います。

4 障がい福祉サービスの現状と改善点

- 町内に総合支援法に基づくサービス事業所がほとんどないことが問題です。移動支援、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所などを利用できる事業所が十分ではありません。障がいのある人がどの年齢でも健康的で文化的な生活をするために、不可欠なサービスだと思うので、事業所の誘致を進めてほしいです。
- 作業所が旧来の形で存続しており、国の流れと異なる形態を続けていることが課題です。また送迎がないため、親が高齢などを理由に送迎できなくなった場合の対応を考えてほしいです。

5 災害時の対応について

- 多くの親が子どもの特性を考えると避難所は頼れず、自力で何とかできないかと思っています。その場合、孤立化し、支援が届かないようなことにならないよう、事前に把握してもらいたいと思います。
- 相談事業所との連携が取れば、災害のときに安否確認が行えるかもしれないが、北名古屋市の相談事業所を利用している人が多く、災害時の対応が遅れることが想

定されます。身近な豊山町社会福祉協議会が相談支援事業所として、災害のときに安否確認をしてもらえると安心です。

- 災害時、避難場所等に子どもを連れていくことにためらいがあります。理由としては、避難所に入ろうとしたときに周りから文句を言われたり、子どもが声を上げたりしてしまうと親自体も居づらくなって出ていかざるを得ない状態になることを、新聞やテレビ等で目にしたり聞いたりしているためです。
- 障がいのある子は、声を出したりいつもと違う所でパニックになったりと避難場所にはいられないと思います。そういう時にどうしたらいいのかを知りたいです。
- 災害弱者への対応を町でもお願いしたいです。しいの木がそういう事業もやっていて、集まる場所が決まっていると良いかなと思います。
- ヘルプマークを福祉課の窓口で配っているのですが、災害時にバックにつけておくのもひとつの手です。

6 「地域共生社会」に向けての現状と課題

- アウトリーチができるような総合的な相談窓口があれば、孤立した高齢者、複合的な問題を抱えた様々な世帯をこぼさずフォローできるのではないのでしょうか。
- まだまだ障がい者への見る目が、昔から変わっていないように思います。
- 作業所から出てくる時間が小学生の集団下校と重なった時、低学年の子たちだと中にはじっと見てきたりする子もいるので見ないで欲しいなと思います。
- 子どもたちへの理解を深めたいです。
- 昔は行く場所がなく会に参加していることも内緒にしている人もいましたが、今はオープンにできる社会になってきているところもあると思います。

7 その他の意見や行政・地域に望むこと

- 相談支援はぜひ研修を重ねて質の向上を図ってほしいです。相談につながれず困っている人に対し、相談員側からアウトリーチする姿勢が不可欠と思います。相談体制の充実が一番求められているのではないのでしょうか。
- 1つの窓口で生活保護、母子家庭、障がいなど相談に乗れる総合的な窓口があるといいです。
- 町内の障がい関連団体の集まりを周知してほしいです。障がいのある子どもの親の相談に乗れると思います。
- タクシー券をガソリン券に変更してほしいです。

- 学校に入る支援員の先生を増やして欲しいです。1人の子に支援員がついてしまうと、他の学年の支援が必要な子に対応できなくなってしまいます。普通学級にいるグレーゾーンの子も最近多いので、1人の先生が全てみるのは厳しいと思います。
- 放課後の勉強を支援するボランティアの支援員がいる市町もあります。募集を検討していただきたいです。

第4章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人の自立と社会参加を支えるためには、障がいのある人自らの自由な選択と意思決定を尊重する地域づくりが求められます。本町では、総合計画において、住み慣れた地域の中で、町民や団体などが助け合い、支え合いながら、行政との協働のもとで、みんなが健康で思いやりを持ち、笑顔があふれる暮らしを実現するため、「助け合い、支え合う健康であたたかなまち」づくりを目標としています。

今回の計画では、誰一人取り残さないというSDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿った支援を行います。また、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するための施策を推進していきます。

「誰もがその人らしく、ともに暮らせる社会の実現」を基本理念とし、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の地域社会を目指します。

【SDGsの目標】



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。



各国内及び各国間の不平等を是正する。



包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

基本理念

誰もがその人らしく、
ともに暮らせる社会の実現

2 基本目標

ここでは、基本理念を念頭に、今後、本町が進めていく障がい者福祉施策の基本目標を示していきます。

基本目標1. 利用者によりそった生活支援体制の整備とサービスの充実

相談支援事業所が身近なものとして活用されるよう体制の整備を進めるとともに、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるまちづくりを推進していきます。また、レクリエーション活動やイベント等の活動の場を提供し、社会活動への参加を促進するための周知を図っていきます。

基本目標2. 適切な保健・医療サービスの提供

障がいのある人が適切な医療を安心して受けられるようなまちづくりを推進していきます。また、障がい福祉サービスの利用促進を進め、地域で生活できる体制の整備をしていきます。

基本目標3. 雇用・就業、経済的自立の支援

町の広報媒体で公共職業安定所や職業訓練の情報提供を行い、雇用・訓練の機会を確保していきます。また、一般就労が難しい障がいのある人には、福祉的就労の場を提供するため、福祉作業所の形態の見直しを検討していきます。

基本目標4. 生活環境の整備

社会参加に必要な情報提供手段の充実や町全体のバリアフリー化の推進に努め、住み慣れた環境で快適に安心して生活できるまちづくりを推進していきます。また、万が一の災害時には安否確認や避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進めていきます。

基本目標5. 障がいのある人への理解促進

障がいのある人に対して周りの人が正しく理解するために啓発活動を行うとともに、外見からはわかりにくい障がいのある人にはヘルプマークを配布し、周囲からの援助を得やすいまちづくりを推進していきます。また、権利擁護や差別解消についての啓発活動を行っていきます。

3 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策】

誰もがその人らしく、ともに暮らせる社会の実現

1 利用者によりそった生活支援体制の整備とサービスの充実

- ①身近な相談支援体制の構築
- ②在宅・施設サービスの充実
- ③障がい児支援の充実
- ④レクリエーション活動の充実

2 適切な保健・医療サービスの提供

- ①障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見
- ②障がい者医療サービスの充実
- ③精神保健施策の充実
- ④難病施策の充実

3 雇用・就業、経済的自立の支援

- ①雇用・就業の促進
- ②福祉的就労機会の拡充

4 生活環境の整備

- ①社会のバリア（社会的障壁）の除去
- ②情報提供手段の充実
- ③意思疎通支援の充実
- ④災害対策の充実

5 障がいのある人への理解促進

- ①障がいを正しく理解することの推進
- ②広報活動の充実
- ③権利擁護の取組の推進
- ④障がいを理由とする差別の解消の推進
- ⑤選挙における配慮

第5章

第5次障害者計画

基本目標1 利用者によりそった生活支援体制の整備とサービスの充実



(1) 現状と課題

- ① 生活に関する相談者は増加しており、相談内容も多様化しています。相談支援体制では、障害者相談員や民生委員・児童委員、各種行政機関での相談やサービス等利用計画の作成の促進に取り組んできました。今後は、相談支援事業の量的・質的充実を図り、相談員と行政の連携を強化させ、さらなる相談窓口・相談支援体制の整備が求められています。
- ② 障がいのある人の数は年々増加しており、重度の障がいのある人の割合も高くなってきています。また、障がい福祉サービスの利用者数も年々増加しています。すべての障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するために、より一層の支援体制を構築していくことが大切です。各種サービスや各種福祉手当を総合的に提供するとともに、グループホーム等の生活拠点である施設の支援や、障がいのある人の高齢化に対応する日中サービス支援型グループホーム等の住まいの支援が求められています。
- ③ 児童福祉法や障害者総合支援法に基づくサービスの給付その他の支援を必要なサービス量に応じて提供するとともに、家族に対するケアや支援を行うことが必要です。
- ④ レクリエーション活動では、障がいのある人が積極的に参加できるイベント等の開催が求められています。障がいのある人が身近な地域で町民と交流が図られるよう、活動に積極的に参加できる環境を整備することが大切です。障がいのある人の活動や参加の機会を広げるとともに、各種事業主催団体と連携して、社会活動への参加を促進することが求められています。

(2) 基本施策

① 身近な相談支援体制の構築

平成31年4月にサービス等利用計画の作成をすることができる相談支援事業所が豊山町社会福祉協議会に開設されたことに伴い、身近な相談支援事業所として積極的に活用してもらえよう広報などにより周知を進めます。

② 在宅・施設サービスの充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス等利用計画の作成を促進し、各種サービスの量的・質的充実を図ります。障がい福祉サービス利用者が相談支援専門員にサービス等利用計画の作成を依頼し、本人が地域で自立した生活を送ることができるようにしていきます。

豊山町、清須市、北名古屋市の2市1町で日中サービス支援型グループホームを令和3年度に開設予定です。町内においても、グループホームを始め障がい福祉サービス事業所の開設に向けて検討していきます。

③ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある児童が適切な支援を受けられるよう、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、学校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制を確立するため、ライフステージマップを活用します。

④ レクリエーション活動の充実

障がいのある人のためにレクリエーション活動（健康・福祉フェスティバル）やスポーツ大会などのイベント等への参加を促進するため、活動の場の提供を支援するとともに、これらの活動について広報やケーブルテレビ、関係団体、ボランティアなどを通じて周知を図り、気軽に参加できる活動の機会を充実していきます。

基本目標2 適切な保健・医療サービスの提供



(1) 現状と課題

本町では、健康で生き生きと生活できるまちづくりに向け、「とよやま健康づくり21計画」による計画の推進を継続しています。

- ① 障がいの早期発見・早期療育を図るため、保健センターで健康診査や訪問指導、言語発達教室など、乳幼児健診の事後指導を実施してきました。近年、育児相談は年々増加し、乳幼児以降における児童の障がいに悩む親のケアの課題も出てきていることから、親を支援するための体制づくりが必要です。
- ② 医療費の負担の大きい自立支援医療受給者は年々増加しており、医療の継続も求められています。妊産婦検診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導実施の医療サービスを継続する必要があります。また、障がいの早期発見と早期療育を図るため、健康指導等の機会の活用や関係団体と連携強化、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図り、保健師などに気軽に相談できる体制を整備する必要があります。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成26年から1.5倍に増加しており、重度の障がいがある人の割合が高くなっています。自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成26年から約1.2倍に増加しています。精神障がいのある人への医療の提供・支援を可能な限り地域で行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域移行を推進し、地域で生活できる体制を整備することが求められています。
- ④ 難病は、治療方法が確立されておらず、発症した場合は精神的にも経済的にも大きな負担となります。障害者総合支援法では、平成25年4月から、障がいのある人の範囲に難病が追加され、障害者手帳の有無にかかわらず障がい福祉サービスを受けられるようになりました。また、平成29年4月から障害者総合支援法以外の制度として、小児慢性特性疾病児童等日常生活用具給付事業の実施を開始しました。今後は、関係機関との連携を図り、相談体制の充実を継続するとともに、障がい福祉サービスの利用促進も進めていきます。

(2) 基本施策

① 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見

医療的ケア児のための協議の場の設置に向けて検討することや、医療的ケア児のコーディネーターの活用を行っていきます。

② 障害者医療サービスの充実

障がいのある人が適切な医療を安心して受けられるよう各種医療費助成制度の継続と周知を図ります。

③ 精神保健施策の充実

精神障がいのある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域移行を推進し、障がい福祉サービスを利用し地域で生活できるように、関係機関による協議の場の整備を検討していきます。

④ 難病施策の充実

障害者総合支援法では、平成25年4月から、障がいのある人の範囲に難病が追加され、障害者手帳の有無にかかわらず障がい福祉サービスを受けられるようになりました。関係機関との連携を図り、相談体制の充実を継続するとともに、障がい福祉サービスの利用促進も進めていきます。

また、障害者総合支援法以外の制度である小児慢性特性疾病児童等日常生活用具給付事業を継続し、家族の負担を軽減します。

基本目標3 雇用・就業、経済的自立の支援



(1) 現状と課題

- ① 就労移行支援事業所や就労継続支援事業の利用者のうち2人が一般就労へ移行しています。また、就労定着支援事業を利用している人が2人います。今後は、さらに一般就労への移行や就労定着の推進に向けて取り組む必要があります。

- ② 障がいの有無にかかわらず、働くことは、自己の実現と社会参加の上で重要な要素です。障がいの特性や状態を踏まえた上で、一般就労（企業就労）へのステップアップを目指す福祉的就労の充実や、一般就労・就労継続に向けた支援を行っていくことが求められています。

(2) 基本施策

① 雇用・就業の促進

尾張中部障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所などの相談機関と連携して、相談支援体制を整備していきます。

公共職業安定所や職業訓練の情報を、町広報紙などの広報媒体で情報提供し、障がいのある人の雇用・訓練の機会の確保に努めます。

② 福祉的就労機会の拡充

一般就労が難しい障がいのある人へ福祉的就労の場を提供するため、福祉作業所の形態の見直しを検討します。また、引き続き、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入を推進します。

基本目標4 生活環境の整備



(1) 現状と課題

- ① 建築物や公共施設・公共交通機関・情報のバリアフリー化など、安全で快適な都市形成を進め、誰にでも開かれたまちづくりを図ることは、地域や家庭で住み続けていくために重要なこととなります。特に、障がいのある人が地域で生活していくためには拠点となる住まいが必要です。

今後も、地域で安心して生活することができるよう、住宅、公共施設、交通等のバリアフリー化を進めるとともに、グループホームなどの住まいを確保していく必要があります。

また、町内の公共施設にけが人、障がいのある人、妊婦、高齢者などの移動が困難な方に、優先的に駐車することができるおもいやり駐車場を設置しました。

- ② 町内のボランティア団体に点字広報の作成を依頼し、視覚障がいのある人に配慮した情報提供に努めています。

福祉課窓口到手話通訳者の設置を令和元年5月から開始し、毎週2回（水曜日午前、金曜日午後）聴覚障がいのある人に対し情報提供を行っています。

- ③ 聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を継続します。

- ④ 支援を要する障がいのある人とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、安否確認や避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備が必要です。

(2) 基本施策

① 社会のバリア（社会的障壁）の除去

住み慣れた家で快適に生活できるように、居住環境の改善や障がいのある人の利用に沿った住宅改修や自動車の改造などの費用に対する補助制度の充実を図ります。また、障がいのある人の移動・外出支援を推進することにより、地域社会の中で孤立することなく、社会との関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができる暮らしづくりに努めていきます。

② 情報提供手段の充実

保健・医療・福祉情報や障がいのある人の社会参加に必要な情報を緊急時のファックス通信、インターネットなどを使うことにより、情報提供の拡充に努めます。障がい福祉に関する冊子等に音声コードを付与し、視覚障がいのある人に配慮するなど、引き続き、現在の取組を継続し、情報提供手段の充実に努めていきます。

③ 意思疎通支援の充実

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を継続します。

④ 災害対策の充実

災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿を作成しています。災害時要支援者支援体制マニュアルの見直しを行い、安否確認や避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進めます。

基本目標5 障がいのある人への理解促進



(1) 現状と課題

- ① 地域の人々の積極的な協力や見守りのある心のバリアのない地域社会を構築するため、よりいっそうノーマライゼーションの理念の浸透を図る啓発活動が求められています。
- ② これまで、福祉実践教室や障害者週間、出前講座などを活用した啓発活動、「広報とよやま」や「とよやまチャンネル」などの広報媒体を通じた広報活動を推進してきました。障害者週間には、役場庁舎に懸垂幕を掲げています。
- ③ 権利擁護事業である日常生活自立支援事業の対象となる方に利用を勧めてきました。また、成年後見制度に関する相談件数は増加しているものの、認知症の有病率の伸びと比べると増加していません。高齢者、知的障がい、精神障がいのある方の支援者への成年後見制度に対する普及啓発と利用支援を行い、必要な人が成年後見制度を適切に利用できるようにしていくことが必要です。
- ④ 障害者差別解消法により、職員に対する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定し、障がいのある人が必要とする社会障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うとともに、職員等における障がいのある人への理解の促進に向け、さらなる充実が必要です。
- ⑤ 障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、投票設備の設置など投票所における投票環境のさらなる充実が必要です。

(2) 基本施策

① 障がい者を正しく理解することの推進

町内の公共施設におもいやり駐車場を設置し、周囲の方からの援助を受けやすくなるように取り組みます。

② 広報活動の充実

出前講座を活用した啓発活動を行います。また、ヘルプマークを配布し、外見からはわかりにくく周囲の方に支援を必要としている方が援助を受けやすくなるよう、制度の普及に取り組みます。障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」を推進するため、年間を通じて啓発活動を行うとともに、特に障害者週間（毎年12月3日～12月9日）においては、引き続き、重点的に啓発活動に努めます。

③ 権利擁護の取組の推進

令和3年度から成年後見センターを開設し、町社会福祉協議会に業務を委託します。権利擁護支援のための地域連携ネットワーク整備のため、意思決定や判断能力が不十分な人など成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、保健、医療、福祉だけでなく司法等を含めた体制づくりを進めます。また、差別の禁止や虐待防止をはじめとした権利擁護の推進も行っていきます。

④ 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員の窓口対応や、職員研修会等の開催に努めます。

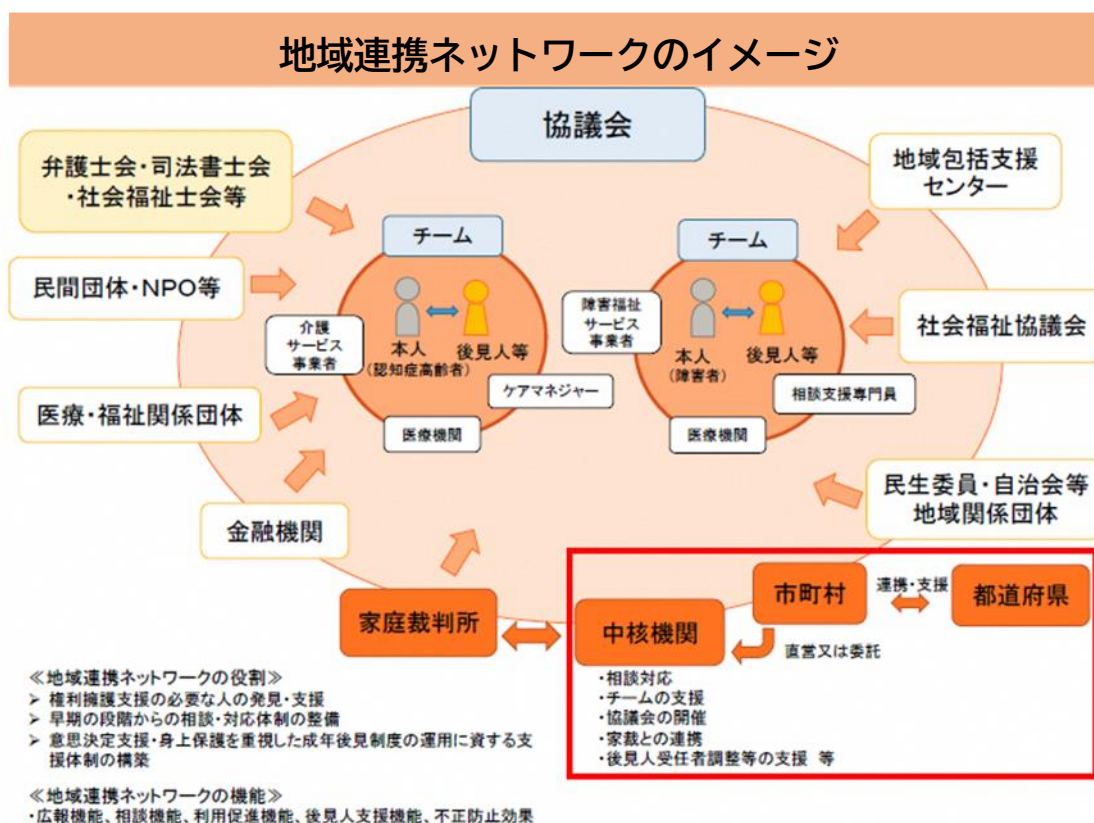
⑤ 選挙における配慮

障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、投票設備の設置など投票所における投票環境の向上に努めます。各投票所では、引き続き、コミュニケーションボードを利用し、障がいのある方に文字や絵を指さしすることで意思を確認し、情報を伝えやすくします。

成年後見センターの設置

権利擁護支援のためのネットワークづくりの中核を担い、成年後見制度の普及啓発や相談対応を行う成年後見センターを設置します。

成年後見制度への正しい理解を広め、制度の利用についての相談対応を行います。特に、成年後見制度の利用支援が必要であるにも関わらず、本人や親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげたり、制度の利用以外にも必要な支援があれば、関係機関につなぐなどの対応支援を行い、必要な人が制度を適切に利用できる体制づくりを行います。



1 障害福祉計画の方針

本計画は、豊山町障害者計画や国が示す障害福祉計画の基本理念を踏まえ、次の視点に配慮して策定します。

1. 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の提供体制の整備を進めます。

2. 障害の種別によらない一元的なサービスの実施

障がいのある人がその障がい種別によらず、地域で障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等を受けることができるよう、町を実施主体とした提供体制づくりを進めるとともに、対象者へのサービスの周知に努めます。

3. 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人が自立して生活し、就労しやすい環境づくりに向け、地域で継続して生活しやすい環境づくりや地域生活支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、身近な地域におけるサービス拠点の検討を進めます。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりのほか、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保や地域の実態に沿った包括的な支援体制の構築に取り組めます。

5. 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて事業所の人材確保が必要になります。引き続き、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な現場であることの積極的な周知・広報等を行っていきます。

6. 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人のためにレクリエーション活動（健康・福祉フェスティバル）やスポーツ大会などへの参加を促進するため、活動の場の提供を支援するとともに、これらの活動について広報やケーブルテレビ、関係団体、ボランティアなどを通じて周知を図り、気軽に参加できる活動の機会を充実していきます。

7. 障がい者を支える人への支援

障害のある人だけでなく、その家族等の日常生活を支援するため、タクシー料金の助成制度を拡充し、家族が通所施設等への送迎に利用する自家用車へのガソリン料金の助成をします。

また、本来大人が担うような家族の介護や世話を18歳未満の子どもが担うヤングケアラーや、育児と介護のように家族や親族など複数のケアを同時に担うダブルケアラーなど、様々な課題を抱える家族を支援するための相談体制の強化に取り組んでいきます。

2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保にあたっては、基本理念の「誰もがその人らしく、ともに暮らせる社会の実現」を基調として、障がいのある人が生活しやすいまちに一步でも近づけるよう、町が中心となるとともに、事業所や支援団体などのその他の関係者が連携して、サービス提供体制の確保を目指します。

国における障害福祉計画策定基本指針の改定内容と実績を踏まえ、令和5年度の目標値を設定した上で、利用者のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制を確保していきます。

(1) 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護）の充実に努めるとともに、今後必要になる訪問系サービスについても適宜サービスの提供体制を確保していきます。

(2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

住み慣れた地域での生活が保障できるよう、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を確保していきます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域の住まいの場としてのグループホーム等の充実に努めるとともに、令和5年度を目標に圏域内での障がいのある人の地域生活支援拠点整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設だけでなく、一般就労を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援体制を確保し、必要なサービスの提供体制を確保していきます。

(5) 必要な相談支援体制の確保

障がいのある人や障がい者を支える人への相談支援体制の充実を図ります。様々なニーズを考慮した上で、少しでも悩み事を相談しやすい体制づくりに努めます。

(6) 必要な移動支援体制の確保

地域生活支援事業の充実を図るとともに、移動支援体制についても検討を進めます。

(7) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

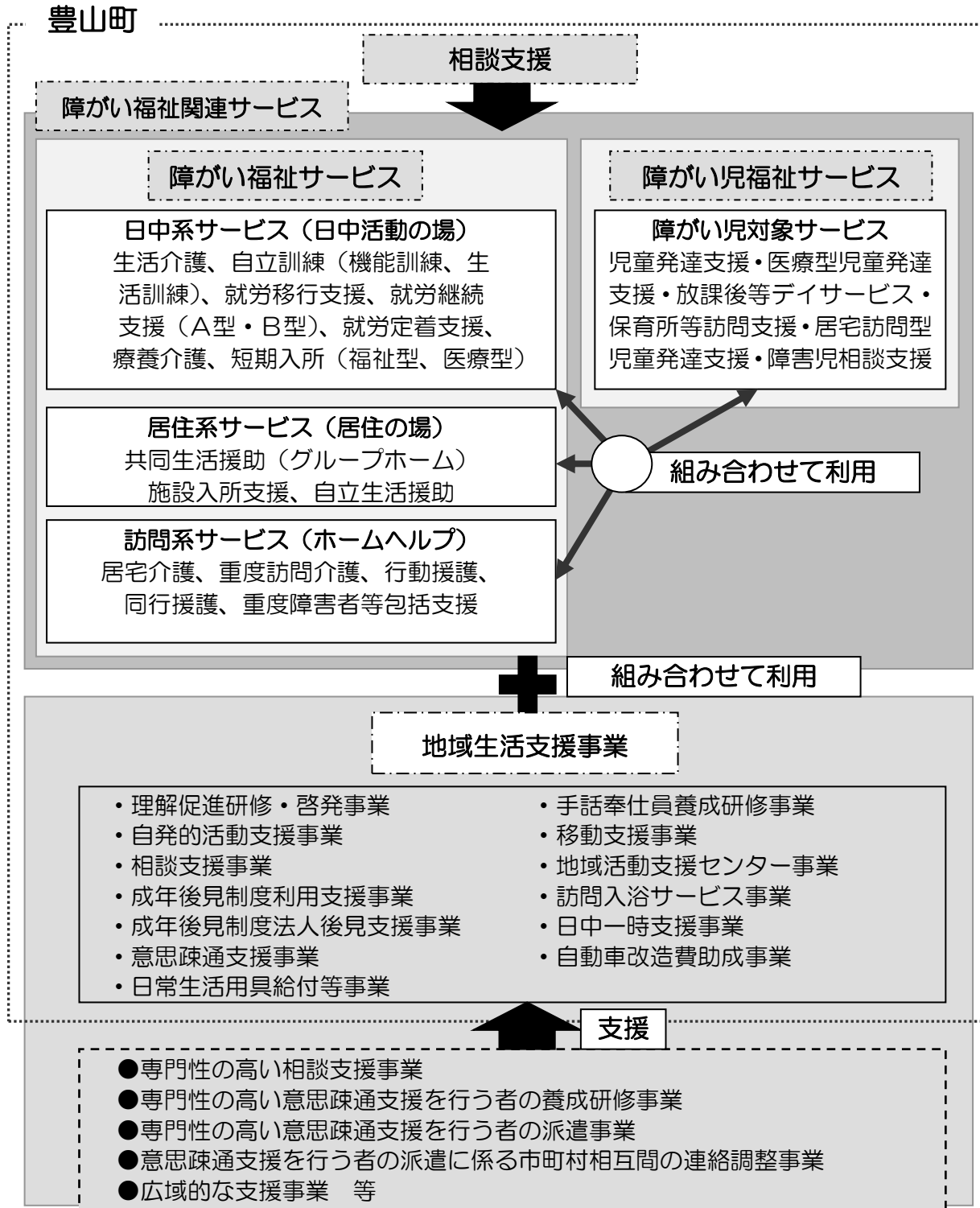
障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援体制の強化を図ります。

(8) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施や幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知などを行います。また、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援で、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等及びその家族に対する支援を行います。

3 サービス及び相談支援の提供体制

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。



愛知県

※ ・は市町村実施事業、●は都道府県実施事業

4 目標等の設定について

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

本町では施設入所から地域生活への移行を推進する中で、令和元年度末の施設入居者数から、地域生活へ移行する人の数または削減する人の数を1人見込みます。グループホーム利用者数は増加しているものの、現在施設入所している人は、重度の障がいがある人も多く、地域移行が難しいことから、目標を1人とします。

今後もグループホームの利用希望者は増加すると思われるため、関係市町村との連携を図りながら、利用しやすい環境づくりを進めるとともに、自立訓練事業や自立生活援助等の利用促進を働きかけます。

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末の施設入所者数	—	10人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数（目標）	1人	—	令和元年度末時点の施設入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
削減見込（目標）	1人	—	令和5年度末段階での削減見込数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

全ての市町村ごとに精神障害者地域移行・地域定着推進協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村独自での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

本目標については、令和2年度末時点で、協議の場の開催には至っていませんが、引き続き清須市、北名古屋市と協議を行い、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催を目指します。また、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、地域での生活を希望する人に対し、地域で生活しやすい環境づくりを目指します。

項目	目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	65歳以上 1人 65歳未満 1人 ※令和5年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量		
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	4人	4人	5人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の相談支援の実施、受け入れ体制、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援体制の整備が求められています。令和3年には圏域において、日中サービス支援型グループホームを設置予定であり、清須市、名古屋市と拠点としての機能も含めて検討を行います。

目標年度	目標値	備考
令和5年度末までの整備	圏域に1か所	拠点の設置による整備または複数の機関の分担による体制の整備
	年1回	拠点の運用状況の検証・検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。（具体的には、就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上）

なお、目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

①福祉施設から一般就労への移行

第5期計画期間では就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用者のうち2人が一般就労へ移行しています。また、福祉施設から一般就労への移行に向け、就労継続支援等の利用周知を図るとともに、事業所との連携を強めていきます。

第6期においても就労移行支援サービス等を提供する中で、福祉施設から3人の一般就労への移行を目指します。

項目	目標値	実績	備考
令和元年度の一般就労移行者数	—	2人	令和元年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
うち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	—	2人	令和元年度に就労移行支援事業を通じて一般就労した人数
うち就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	—	0人	令和元年度に就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労した人数
うち就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数	—	0人	令和元年度に就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労した人数
令和5年度中の一般就労移行者数	3人	—	令和5年度中に福祉施設を退所して一般就労する人数
うち就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	2人	—	令和5年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労する人数
うち就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労移行者数	1人	—	令和5年度中に就労継続支援 A 型事業を通じて一般就労する人数
うち就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労移行者数	0人	—	令和5年度中に就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労する人数

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

②就労定着支援事業の利用者数

令和元年度末の就労定着支援事業利用者数は2人となっており、今後も就労定着支援事業利用のための周知を行うとともに、就労定着支援事業を積極的に展開し、令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数3人を目標として設定します。

項目	目標値	実績	考え方
令和元年度末の就労定着支援事業の利用者数	—	2人	令和元年度末における就労定着支援事業の利用者数
令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数	3人	—	令和5年度末において就労定着支援事業を利用する人数

③就労定着支援事業所の就労定着率

事業所ごとの就労移行率については、国の基本指針において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指すとされています。本町では、町内に就労定着支援事業所が設置されていないため、近隣市町の就労定着支援事業所を活用しています。今後も既存事業所と連携を強めていくとともに、事業所の誘致に向けて検討していきます。

④就労定着支援事業の利用率

第5期計画期間では2人が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行し、就労定着支援事業を利用しました。引き続き、就労移行支援事業等の利用者に対して、就労定着支援の利用の周知を図り、令和5年度末の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、全員が就労定着支援事業を利用することを目標として設定します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

町において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するための体制を検討していきます。

項目		目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施		実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

令和5年度末までに、市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

県が実施する障がい福祉サービス等に係る差別解消や虐待防止を始めとする研修に町職員が参加します。また、町内事業所に対しても研修の案内を行い、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

さらに、県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査に同行し、サービスが適正に実施されるように促します。

項目	目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数	2人	2人	2人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回	1回	1回

5 障がい福祉サービス及び相談支援の見込みと確保のための方策

サービスの提供体制の確保にあたっては、平成30年度から令和2年度までの利用実績をもとに、利用者数の伸びや利用者意向等を踏まえて設定しました。

(1) 訪問系サービス

◆取組結果と課題

- ・県から届く指定居宅介護支援事業所に対する研修の案内については、町内事業所に情報提供を行いました。
- ・町内に居宅介護支援事業所が3か所しかないことが課題です。身近な事業所が増え、利用者の選択が広がる必要があります。

■居宅介護■

居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	122	197	413	440	460	480
実利用者数(人)	20	22	20	22	23	24

※令和2年度は9月までの利用実績

■重度訪問介護■

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人を対象として、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動中の介護までの総合的なサービスを提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	26	20	5	30	30	30
実利用者数(人)	2	2	1	3	3	3

※令和2年度は9月までの利用実績

■ 同行援護 ■

視覚障がいのある人が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行うサービスを提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	0	0	4	4	4	4
実利用者数(人)	0	0	1	1	1	1

※令和2年度は9月までの利用実績

■ 行動援護 ■

知的または精神障がいにより、行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする人が対象となります。行動の際に生じ得る自傷や徘徊等の危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。第5期については実績がありませんでしたので、引き続き事業の周知に努めます。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	0	0	0	4	4	4
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は9月までの利用実績

■ 重度障害者等包括支援 ■

常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。第5期については実績がありませんでしたので、引き続き事業の周知に努めます。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	0	0	0	0	0	0
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- ・町内の居宅サービス強化を推進するため、県から届く指定居宅介護支援事業所に対する研修の案内を行います。
- ・事業所と連携し、利用者に応じたサービス内容を提供します。
- ・町内事業所が少ないため、近隣市町村の利用可能な事業所を紹介するとともに、町内に事業所を誘致できるか検討します。

(2) 日中活動系サービス

<生活介護>

◆取組結果と課題

- ・町内には事業所がないため近隣の事業所を利用しています。

■生活介護■

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	502	471	432	502	520	546
実利用者数(人)	38	35	31	38	40	42

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

◆サービス見込み量のための方策

- ・近隣の事業所との連携を図り、利用者へのサービス提供体制を維持します。
- ・利用者が利用しやすい環境を整備していきます。

<自立訓練（機能訓練・生活訓練）>

◆取組結果と課題

- ・病院からの退院後、自立訓練と計画相談支援を利用し、地域で生活を継続している方がいます。

■自立訓練（機能訓練）■

身体障がいのある人を対象とし、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

(1カ月あたり)

区分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	0	8	17	17	17	17
実利用者数（人）	0	1	1	1	1	1

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

■自立訓練（生活訓練）■

知的・精神障がいのある人を対象とし、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。第5期については実績がありませんでしたので、引き続き事業の周知に努めます。

(1カ月あたり)

区分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	0	0	0	17	17	17
実利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

◆サービス見込み量のための方策

- ・障害保健福祉圏域、近隣市町及び県のサービス事業所の情報収集に努め、個々の利用者ニーズにあったサービス提供事業所を紹介します。
- ・入所施設からの退所者、特別支援学校からの卒業者等の地域生活への移行については、地域への移行・維持が円滑に進むよう、引き続き相談支援専門員による計画相談を実施します。

<就労移行支援>

◆取組結果と課題

- 就労移行支援利用後、一般就労へ移行した人が2人います。
- 一般就労に至らないまま、就労移行支援の利用を中断してしまう人もいることが課題です。
- 近隣に就労移行支援事業所がないことが課題です。

■就労移行支援■

一般企業等への就労を希望する65歳未満の対象者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	50	41	28	50	50	50
実利用者数(人)	6	5	3	6	6	6

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

◆サービス見込み量のための方策

- 一般就労への移行支援体制を強化するため、引き続き、指定相談支援事業所、特別支援学校、障害者就業・生活支援センターと連携を進めていきます。
- 一般就労後の支援を見据えた就労移行支援を実施するとともに、相談支援事業所と連携し、利用者のニーズに合った事業所を紹介していきます。

<就労継続支援（A型、B型）>

◆取組結果と課題

- ・就労継続支援 A 型、B 型ともに利用者数が増加しています。
- ・町内には事業所がないため、近隣の事業所を利用しており、通所が不便であることが課題です。自宅から近い事業所で就労継続支援を利用したいというニーズがあります。

■就労継続支援（A型）■

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な者であって、雇用契約に基づき就労することが可能と見込まれ、かつ65歳未満で就労を希望する者を雇用し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。【雇用型】

（1カ月あたり）

区分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	189	219	263	263	281	299
実利用者数（人）	13	13	17	17	18	19

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

■就労継続支援（B型）■

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。【非雇用型】

（1カ月あたり）

区分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	179	191	182	191	200	210
実利用者数（人）	18	20	16	20	21	22

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

■就労定着支援■

相談を通じて生活面などの課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	2	2	2	2	2

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- 就労継続支援利用希望者の増加が見込まれるため、利用者が利用しやすい環境を整備していきます。
- 就労継続支援を経て一般就労を目指すために、就労継続支援の利用者の支援を実施します。

<療養介護>

◆取組結果と課題

- 利用できる対象者は、重度障がい者に限られるため、現在1人のみ利用しています。

■療養介護■

常に医療と介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	2	2	1	2	2	2

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- 利用できる対象者は、重度障がい者に限られていますが、療養介護サービスを必要とする方に引き続き事業を周知していきます。

<短期入所（福祉型・医療型）>

◆取組結果と課題

- 利用したいときに定員に空きがなく、利用が難しいことがあります。
- 利用経験がなく初めて利用する方は、緊急時に受け入れ先の事業所を探すことが難しい場合があります。

■短期入所（福祉型）■

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（障害者支援施設等において実施）

（1カ月あたり）

区分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	12	37	25	37	39	42
実利用者数（人）	12	13	10	13	14	15

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

■短期入所（医療型）■

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）

（1カ月あたり）

区分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	1	1	0	1	1	1
実利用者数（人）	1	1	0	1	1	1

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

◆サービス見込み量のための方策

- 短期入所の体験利用を勧め、緊急時に利用しやすい体制整備に努めます。

(3) 居住系サービス

<共同生活援助（グループホーム）>

◆取組結果と課題

- ・町内に事業所が2か所あり、町内在住者も利用しています。
- ・近隣の事業所も増加傾向にありますが、利用したいときに定員に空きのないこともあり、利用が難しいことが現状です。

■共同生活援助（グループホーム）■

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人にはサービスも提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	13	15	13	15	16	17

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- ・圏域において令和3年度に日中サービス支援型グループホームを開設します。圏域で連携を図り、利用の促進に向けて働きかけを行います。また、町内においても、グループホームが開設できるように検討していきます。
- ・近隣事業所と連携を図り、利用可能なグループホームを紹介していきます。

<施設入所支援>

◆取組結果と課題

- ・施設に入所している人が、在宅に戻ることは家族の高齢化や支援する家族の不在等の理由で難しい状況です。
- ・新規の施設入所希望者がいる場合、利用できる施設を探すことが難しい状況です。

■施設入所支援■

施設入所者に対して住まいの場を提供するとともに、主に夜間に必要な、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	11	10	9	9	9	8

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- ・施設入所支援の必要度や在宅生活支援の方法等を検討し、施設入所のニーズに対応することができるよう体制の整備に努めます。

<自立生活援助>

◆取組結果と課題

- ・平成30年4月から始まった事業であり、対象者への周知方法が課題です。

■自立生活援助■

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人を対象に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- ・第5期については実績がありませんでしたので、引き続き事業の周知に努めます。

(4) 指定相談支援

<指定相談支援>

◆取組結果と課題

- ・計画を作成することができる指定特定相談支援事業所しいの木が平成31年4月から開設されました。知的・身体・障がい児が対象となっています。現在のところ、5名の計画相談を実施しています。認知度が低く、他事業所と比較して、利用者がまだ少ないことが課題です。

■計画相談支援■

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を必要とするすべての障がいのある人が適切なサービスが受けられるよう、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定を受けた人が継続して障がい福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等の利用状況の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	11	12	9	12	12	12

※令和2年度は9月までの利用実績

■地域移行支援■

障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。第5期については実績がありませんでしたので、引き続き事業の周知に努めます。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度は9月までの利用実績

■地域定着支援■

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態に対する相談を行います。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	1	1	1	1	1

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- 指定特定相談支援事業所しいの木を周知し、利用者数の増加を図ります。
- 相談支援専門員を確保するため、研修等の周知を徹底します。

6 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の能力や適性に
応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者
の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的かつ効率的に実施することを目的とし
ています。

サービスの見込み量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績をも
とに、利用者数の伸びや利用者の意向等を踏まえて設定しました。

(1) 理解促進研修・啓発事業

◆取組結果と課題

- ・障がい関連団体において障がい福祉制度について情報提供を行いました。

■理解促進研修・啓発事業■

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で感じる「社会的障壁」を除去す
るため、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

◆サービス見込み量のための方策

- ・障がいのある人等の理解を深めるため、出前講座を開催し、障がい福祉制度につい
て説明します。
- ・地域共生社会の実現に向け、パンフレットの配布等を通して、様々な世代や立場の
地域住民に対して啓発事業を進めます。

(2) 自発的活動支援事業

◆取組結果と課題

- ・町内で活動している障がい関連団体に対して出前講座を開催し、障がい福祉制度に
ついて情報提供を行いました。

■ 自発的活動支援事業 ■

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。障がい関連団体と連携を深めつつ、近隣市町の動向を踏まえながら実施に向け検討していきます。

◆ サービス見込み量のための方策

- ・ 障害のある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりする活動を支援していきます。

(3) 相談支援事業

◆ 取組結果と課題

- ・ 専門性の高い必要な支援を行うため身体・知的障がいのある人の相談は町社会福祉協議会及び尾張中部福祉の杜へ、また、精神障がいのある人については、七彩工房へ、障がいのある児童の相談については、愛知県青い鳥医療療育センターへそれぞれ委託しています。
- ・ 相談支援事業所と連携し、情報交換や利用者への情報提供の強化していくことが課題です。

■ 障害者相談支援事業 ■

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。身体・知的障がいのある人の相談は町社会福祉協議会及び尾張中部福祉の杜へ、精神障がいのある人については七彩工房へ、障がいのある児童の相談については愛知県青い鳥医療療育センターへそれぞれ委託しています。

■ 基幹相談支援センター等機能強化事業 ■

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターでの相談支援事業は、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する事業です。本町では未実施のため、近隣市町の動向を踏まえながら実施に向け検討していきます。

■住宅入居等支援事業■

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により困難な障がいのある人に対し、不動産業者や家主等との相談・調整を行う事業です。本町では未実施のため、近隣市町の動向を踏まえながら実施に向け検討していきます。

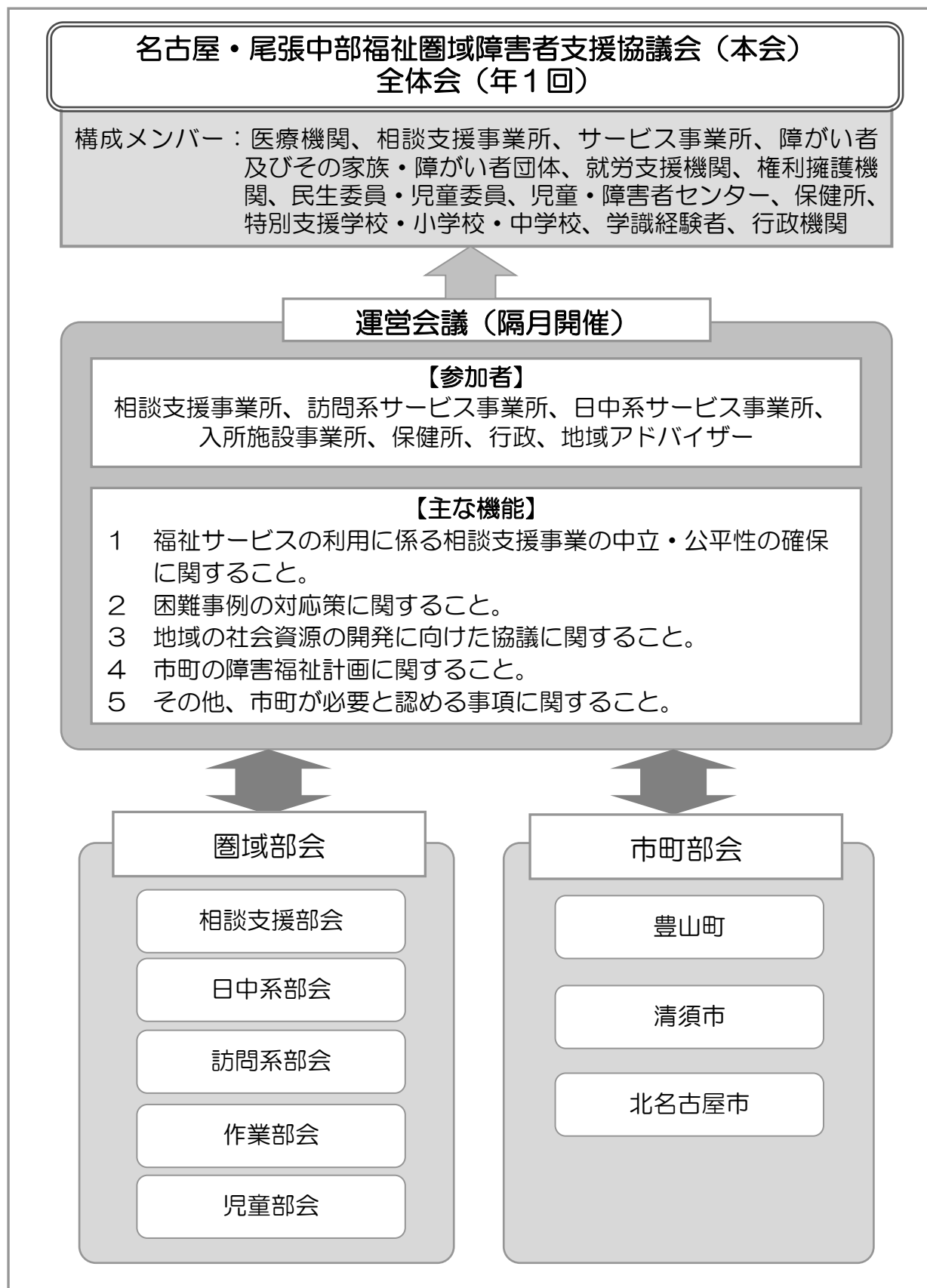
■障害者支援協議会■

第5期から障害保健福祉圏域が再編され、名古屋市を含む『名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域』となりました。しかし、障害者支援協議会は、引き続きこれまでの体制を維持していきます。障害者支援協議会では、地域の実情に応じた相談支援事業の中立・公平性の確保、障がい福祉サービス提供における困難事例への対応のあり方に関する協議や調整、地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議を行っていきます。

◆サービス見込み量のための方策

- 引き続き、専門性の高い支援が行えるよう、町社会福祉協議会、尾張中部福祉の杜、七彩工房、愛知県青い鳥医療療育センターに相談支援事業を委託します。
- 事業所と連携し、情報交換や利用者への情報提供の強化をしていきます。

名古屋・尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の概要



(4) 成年後見制度利用支援事業

◆取組結果と課題

- ・知的障がいや精神障がいがあり、一人暮らしをされている人が、町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を利用しました。金銭管理を行うことで、在宅での生活を継続することができました。しかし、第5期については成年後見制度利用支援事業としての利用実績はありませんでした。

■成年後見制度利用支援事業■

知的障がいまたは精神障がいにより判断能力が不十分な人に対し、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。

◆サービス見込み量のための方策

- ・成年後見制度の利用支援が必要であるにも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげ、申立て費用の助成を行っていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

◆取組結果と課題

- ・第5期については、事業を実施することができませんでした。
- ・事業の実施については、実績がないため研修等で知識や経験を増やしていくことが必要です。

■成年後見制度法人後見支援事業■

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、近隣市町や関係団体と連携しながら、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

◆サービス見込み量のための方策

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、近隣市町や関係団体と連携していくことが必要です。
- 今後は、業務を委託している町社会福祉協議会が成年後見制度法人後見支援事業を実施できるように支援していきます。

(6) 意思疎通支援事業

◆取組結果と課題

- 令和元年5月から福祉課において手話通訳者の設置を週2回行っています。
- 手話通訳者や要約筆記者の登録制度を実施し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。手話通訳者は13人、要約筆記者は4人の登録があります。通訳は町内で行われることが多いにもかかわらず、町外在住の手話通訳者、要約筆記者が大半を占めていることが課題です。
- 救急搬送などの緊急時には、登録通訳者の都合が合わないこともあるため、派遣が難しいことが課題です。

■手話通訳者・要約筆記者派遣事業■

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、障がいのある人等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	56	54	30	54	54	54
実利用者数(人)	3	4	3	4	4	4

※令和2年度は9月までの利用実績

■手話通訳者設置事業■

聴覚障がいのある人等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳を行う人を公的機関に設置する事業です。本町では、令和元年5月から手話通訳者を1人町福祉課窓口を設置しています。今後においても引き続き設置事業を行います。

◆サービス見込み量のための方策

- ・手話通訳者設置事業の利用促進を図るため、引き続き周知を行います。
- ・登録通訳者等へ研修会や情報提供を行い、スキルアップに努めます。
- ・手話奉仕員養成講座を継続的に実施し、登録通訳者の周知を行うことにより、町内在住の登録者数の確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

<日常生活用具給付等事業>

◆取組結果と課題

- ・ストーマ装具や紙おむつの利用者が多くなっています。その他にも頭部保護帽、電気式たん吸引器など個人のニーズに応じた用具の給付も行いました。
- ・ストーマ装具について対象者に対して手帳交付時に給付の案内を配布しています。
- ・町の独自事業として、日常生活用具給付等の自己負担の一部を助成する事業を行いました。
- ・電気式たん吸引器など個人のニーズに応じた用具について対象者に利用できる用具を周知する方法が課題です。

■介護訓練支援用具■

特殊寝台、特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすやベッドなどの用具

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受付件数	1	0	0	1	1	1

※令和2年度は9月までの受付件数

■自立生活支援用具■

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置、T字杖や電磁調理器などの障がいのある人の自立した生活を支援する用具

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受付件数	3	1	0	3	3	3

※令和2年度は9月までの受付件数

■在宅療養等支援用具■

電気式たん吸引器、ネブライザーや透析液加温器などの障がいのある人の在宅療育等を支援する用具

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受付件数	3	1	1	3	3	3

※令和2年度は9月までの受付件数

■情報・意思疎通支援用具■

聴覚障害者用通信装置や視覚障害者用拡大読書器などの障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受付件数	3	0	0	3	3	3

※令和2年度は9月までの受付件数

■排泄管理支援用具■

ストーマ装具や紙おむつなどの障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受付件数	280	260	138	280	280	280

※令和2年度は9月までの受付件数

※排泄管理支援用具(継続的に給付する用具の件数は、1か月分を1件とする)

■居宅生活動作補助用具(住宅改修費)■

下肢、体幹機能障がいのある人の、移動等を円滑にする用具で小規模な住宅改修をとまなうもの。第5期については実績がありませんでしたので、引き続き事業の周知に努めます。

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受付件数	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は9月までの受付件数

◆サービス見込み量のための方策

- 町独自事業で日常生活用具給付等の自己負担の一部を助成するなど、今後も障がいのある人の生活を支援していきます。
- 日常生活用具給付のニーズも多様化しているため、ニーズに合わせた用具の検討を行い、給付の利用を促進します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

◆取組結果と課題

- 西春日井聴覚障害者協会に委託して手話奉仕員養成講座を実施することにより、町民の手話に対する理解を深める啓発につながっています。
- 入門、基礎、レベルアップと継続して参加し、実際に手話奉仕員として活躍できる人を養成していくことが課題です。

■手話奉仕員養成研修事業■

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動など支援者として期待される手話奉仕員の養成研修の実施を支援します。

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了見込者数	8	13	0	13	13	13

※令和2年度は9月までの実績

◆サービス見込み量のための方策

- 今後も手話奉仕員養成講座を実施し、町民の手話に対する理解を深める啓発活動を行います。
- 手話奉仕員養成講座を通して、実際に手話奉仕員として活躍できる人材を育成します。
- 様々な世代や立場の地域住民が受講できるように講座の周知に努めます。

(9) 移動支援事業

◆取組結果と課題

- 町内にあるヘルパーステーションしいの木の利用者が多くなっています。
- その他、近隣の事業所（北名古屋市2か所、名古屋市2か所、清須市1か所）を利用しています。
- 委託事業所数が増加し、利用者自身の選択の幅が広がっています。

■移動支援事業■

屋外での移動が困難な障がいのある人について、日常生活上必要不可欠な外出などの円滑な移動を支援します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	93	119	43	119	119	119
実利用者数(人)	23	25	16	25	25	25

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- 利用者自身がニーズに応じた事業所を選択できるよう、近隣市町や事業所と連携を図り、必要に応じて利用できる事業所を増やしていきます。

(10) 地域活動支援センター事業

◆取組結果と課題

- グループホーム利用者が日中活動の場として地域活動支援センターを利用しています。

■地域活動支援センター事業（基礎的事業）■

障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供する事業の周知に努めます。

(1カ年あたり)

区分	第5期（実績）			第6期（見込み）		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数（人）	3	3	3	3	3	3
事業所数（か所）	3	3	3	3	3	3

※令和2年度は9月までの利用実績

■地域活動支援センター事業（機能強化事業）■

第5期については実績がありませんでしたので、引き続き事業の周知に努めます。

◆サービス見込み量のための方策

- 地域活動支援センター事業を実施している事業所に委託し、利用者のニーズに応じ、利用者が利用しやすい環境を整備していきます。

(11) 訪問入浴サービス事業

◆取組結果と課題

- 利用者から利用回数を増やしてほしいとの要望があり、平成30年4月から月2回以内を週2回以内に変更しました。

■訪問入浴サービス事業■

家庭での入浴が困難な身体障がいのある人に対して、移動入浴車を派遣して訪問入浴サービスを提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回	7	7	8	16	16	16
人	2	1	1	2	2	2

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- 引き続き、利用者のニーズを把握し、よりよいサービスが提供できるよう検討していきます。

(12) 日中一時支援事業

◆取組結果と課題

- 町内に日中支援事業所がないため、近隣の事業所を利用しています。
- 小学校の長期休暇を利用して実施される尾張中部福祉の杜のかえでクラブへ参加する障がい児もいます。

■日中一時支援事業■

日中、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行うとともに、障がいのある人を日常的に介護している家族が一時的な休息がとれるようサービスを提供します。

(1カ月あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日	18	22	13	22	22	22
人	10	11	7	11	11	11

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- ・事業所と連携し、長期休暇期間に障がいのある児童が利用できる体制を整備していきます。
- ・障がいのある人を日常的に介護している家族が一時的な休息がとれるよう、利用を周知していきます。

(13) 自動車改造費助成事業

◆取組結果と課題

- ・第5期については実績がありませんでした。今後は、効果的に事業を周知し、利用を促進していくことが課題です。

■自動車改造費助成事業■

身体障がいのある人が自ら所有し運転する自動車の操向装置等について、改造に要する経費の一部を助成します(限度額10万円)。車いす等を使用する在宅の重度身体障がいのある人の介助者の負担軽減のため、自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された自動車を新規購入する経費の一部を助成します(限度額20万円)。

(1カ年あたり)

区分	第5期(実績)			第6期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は9月までの利用実績

◆サービス見込み量のための方策

- ・障がいのある人の利用促進を図るため、手帳の交付時には、対象者に漏れなく制度を案内していきます。

第7章

第2期障害児福祉計画

1 障害児福祉計画の方針

本計画は、児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）に基づき、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定します。サービス提供体制の確保に向け、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い一貫した支援と保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を検討していきます。

①障がい児の権利を大切にす

障がい児本人の思いや最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちを支援することを目指します。

②地域での支援体制づくり

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から支援が必要な段階に至るまで、いつの段階においても、身近な地域で支援できるように必要なサービスの提供体制づくりに努めます。

③ライフステージに合わせたサービスの提供

ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

④障がいの有無に関わらない保育・教育体制づくり

地域の保育、教育期間等の支援を利用し、障がいの有無に関わらず子どもがともに成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

⑤障がい種別に関わらない児童支援体制づくり

障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

2 目標等の設定について

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

①児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは、障がいのある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。手帳の有無は問わないものの、身体、知的、精神に障がいがある子どもまたは児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた子どもが対象となります。引き続き、圏域において児童発達支援センターの設置に向けて協議を進めていきます。

目標年度	目標値	備考
令和5年度末までの整備	圏域に1カ所	児童発達支援センターの整備を行う。

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

訪問支援員が、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がい児に対して、集団生活に適應することができるよう障がい児の身体及び精神の状況や、環境に応じて必要な支援を行うものです。また、訪問先施設のスタッフに対する支援（指導等）を行います。今後、圏域で検討し、利用体制の整備について検討していきます。

目標年度	目標値	備考
令和5年度末までの構築	町に1カ所	保育所等訪問支援サービス提供体制を構築する。

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

医療的ニーズの高い重症心身障がい児は、障害児通所支援が整備されても、一般の障害児通所支援で支援を受けることが難しい状況にあります。そのため、身近な地域で支援が受けられるよう、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の設置が求められます。令和元年度末時点で重症心身障がい児を支援する事業所が圏域に各1カ所あります。また、対象となる子どもの家族に対し、保健センターや相談支援事業所と連携し、利用の紹介を行います。

目標年度	目標値	備考
令和5年度末までの整備	圏域に各2カ所	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備を行う。

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの活用

医療を要する状態にある障がい児が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整、情報交換を行なえる協議の場を設置することで、医療的ケア児が地域で生活しやすい環境づくりを進めていきます。本町では、令和元年11月に町保健センター保健師が医療的ケア児のコーディネーターの資格を取得し配置済みであり、今後も継続して配置します。コ

ーディネーター、相談支援事業所、町社会福祉協議会において、障がい支援について、月に1回の情報交換を行う豊山町部会の中で、医療的ケア児の支援に関する情報交換を行っています。

目標年度	目標値	備考
令和5年度末までの整備	町に1か所	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を行う。

◆国の基本指針（数値目標設定の考え方）

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障がい児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障がい児の受入れの体制整備を行うものとする。

⑤障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

子ども・子育て支援等を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるように、保育所と連携を図りながら、受入体制の整備に努めます。引き続き、発達に遅れのある子どもに対し、加配の先生を配置するなどの支援を行います。また、保育所、保健センター等と連携し、障がいの早期発見・早期療育に取り組んでいきます。

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み	定量的な目標（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	30人	28人	29人	30人
放課後児童クラブ	4人	2人	3人	4人

⑥発達障がい者に対する支援

県や周辺自治体、発達障がい者団体等の本町において活動されている関連団体との連携を図りながら、令和5年度までに実施に向けた体制づくりを進めていきます。

項目	目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

3 障がい児支援サービス等の量の見込みと確保の方策

サービスの見込み量については、平成30年度から令和2年度までの利用実績をもとに、利用者数の伸びや利用者の意向等を踏まえて設定しました。

(1) 障がい児支援

◆取組結果と課題

- ・保健センター、保育所等からの紹介により、児童発達支援の利用につながった人もいます。
- ・発達障害等手帳を所持していない子どもの利用も増えています。
- ・利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう事業所の紹介を行っています。

■児童発達支援■

児童発達支援センター等において、保護者と同伴、または1人で通う就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育サービスを提供します。

(1カ月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	41	59	73	81	89	97
実利用者数(人)	10	10	9	10	11	12

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

■ 医療型児童発達支援 ■

医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関において、上肢、下肢または体幹機能の障がいのある子どもに対する児童発達支援や治療をする療育サービスを提供します。第1期は実績がなかったため、引き続き事業の周知に努めます。

(1カ月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	0	0	0	0	0	0
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

■ 放課後等デイサービス ■

就学している障がいのある子どもに対し、授業終了後または休業日、夏休み等の長期休暇中に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの療育サービスを提供します。

(1カ月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	235	226	238	248	259	270
実利用者数(人)	20	23	22	23	24	25

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

■ 保育所等訪問支援 ■

保育所等を利用中の障がいのある子ども、今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、障がい児施設で指導経験のある保育士の訪問により、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。第1期は実績がなかったため、引き続き事業の周知に努めます。

(1カ月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	0	0	0	1	1	1
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は9月までの利用実績

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

■障がい児相談支援■

障がい児通所支援を利用する障がいのある子どもに対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援調整を行い、障害児支援利用計画案を作成し、またサービス等の利用状況を一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。

(1カ月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	7	7	5	7	7	7

※令和2年度は9月までの受付件数

■居宅訪問型児童発達支援■

重症心身障がい児等の重度の障がいのある子どもであって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することがとても困難な障がいのある子どもを対象として、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。第1期は実績がなかったため、引き続き事業の周知に努めます。

(1カ月あたり)

区分	第1期(実績)			第2期(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	0	0	0	0	0	0
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は9月までの受付件数

※人日：月間の利用人数×1人1カ月あたりの平均利用日数

◆サービス見込み量のための方策

- 町の関連機関（福祉課、保健センター、母子通園施設）と相談支援事業所（尾張中部福祉の杜、町社会福祉協議会）の連携を継続し、子ども一人ひとりの特性や成長に合わせたサービスを提供します。
- 居宅訪問型児童発達支援の提供体制を整備するとともに、周知を行います。

第8章

計画の推進に向けて

1 計画推進体制の整備

この計画を推進し、障がい福祉サービスの確実な提供と柔軟な対応を進めていくために、福祉課を中心として、庁内関係各課、町社会福祉協議会、教育機関、公共職業安定所などの行政関連機関やサービス事業者、地域住民と連携し、協力体制を構築していくことが重要となります。

今後は、各機関の役割を明確にし、障がい福祉の向上に努めていきます。

◆庁内関係各課との連携強化

地域包括ケアシステムの構築や障がい児サービス提供体制の強化など、本計画では今まで以上に分野を横断した支援体制と連携が求められます。このような現状を踏まえ、柔軟かつ着実に計画を進めていくため、福祉課を中心に庁内関係各課との連携を強化していきます。

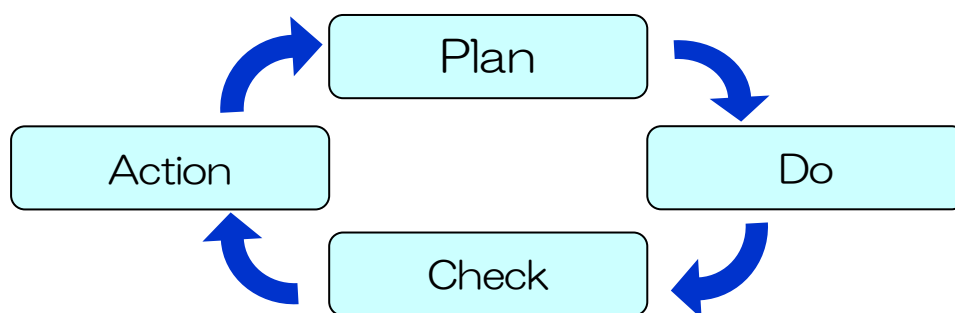
◆周辺市町、各種関係団体、民間企業等との連携

障がい福祉サービスの提供や相談体制の強化にあたり、保健所や町社会福祉協議会等との連携はとても重要になります。また、民間の事業所や支援団体の協力なくして、障がい福祉サービスの提供体制を構築していくことはできません。現在、本町では障害保健福祉圏域を含む広域的なサービス資源を利用しています。これらの現状を踏まえ、障がい福祉サービスの提供に関わる様々な機関・組織・団体と意見交換や連携を進め、安定したサービス提供を目指していきます。

◆PDCA サイクル等を用いた計画の点検・評価の実施

近年、各種サービスの利用状況は大きく変化しています。このような状況に鑑み、各年度においてサービスの見込み量や設定目標の点検・評価を実施します。点検・評価はPDCA サイクル（※）の考えのもと、「豊山町障害者福祉審議会」において、計画に盛り込んだ施策の実施状況や達成状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた協議・検討を進めていきます。

※PDCA サイクル：Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、事業を継続的に改善することを目指すシステム



計画 (Plan)	障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定 (目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	町による調査・分析、豊山町障害者福祉審議会への報告
改善 (Action)	豊山町障害者福祉審議会からの意見等に基づき、計画の目標、活動等の見直しを実施

2 情報提供体制の充実

庁内関係各課と連携するとともに、様々な手段を用いて、必要な情報を、必要な人が、必要な時に手に入れることができる環境づくりを進めていきます。また、関係機関や団体の意見を踏まえ、よりわかりやすい窓口の周知や情報にアクセスしやすい体制の構築を目指します。

3 サービス提供体制の整備とサービスの向上

◆サービス事業者の参入促進

相談支援、移動支援、障がいのある子どもの関連サービスなど、様々なサービスを身近な地域で利用したいという声があります。引き続き、利用者のニーズを把握し、その実現に向け、利用希望の高いサービスを展開する事業者に対して、積極的に参入を働きかけていきます。

◆提供サービスの質の向上

利用者が安心してサービスを利用できる環境を維持するため、サービス提供状況の把握とその評価に努めます。評価結果については事業所と情報共有を行い、よりよい利用環境の整備を進めていきます。

また、計画を推進する上で、サービスの見込み量など量的な評価に加え、サービス利用満足度等の質的な評価も必要とされます。そのため、利用者の障がい福祉サービスや提供する事業者を評価する満足度調査や各種福祉施設・グループホーム等の実態調査を実施するなど、障がい福祉サービスに関する実態把握や質的向上に努めます。

◆利用者の負担軽減

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の負担軽減に努めます。地域生活支援事業の自己負担軽減など、利用者の負担を軽減することにより、サービスを利用しやすい体制の整備を進めていきます。

4 地域共生社会の実現に向けて

障がいの有無に関わらず、すべての人が、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会の実現を目指し、障がいのある人に対して「合理的配慮」の考えのもと、柔軟な障がい福祉サービスの提供に努めていきます。

平成29年の社会福祉法の改正により、複合・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため重層的支援体制整備事業が新設されました。今後は関係部局との連携を図り、介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援事業を一体的に行う体制づくりを進めていきます。



資料編

地域福祉計画アンケート調査結果（抜粋）

平成30年度に策定した「豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」のアンケート調査から障がい者福祉に関する調査項目を抜粋しました。

I. 調査概要

1. 調査の目的

豊山町では、誰もが参加し、みんなで支え合い、安心して暮らしていただける地域づくりをめざし、平成26年4月に「第2次豊山町地域福祉計画」を策定し、総合的かつ計画的に、地域福祉の取組を推進してきました。

また、豊山町社会福祉協議会では、「第2次豊山町地域福祉計画」の実践的な計画として、平成26年3月に「第2次豊山町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

今回、この2つの計画が平成30年度末で終了することに伴い、計画の見直しを行うための基礎資料とするため、町民のみなさまにアンケート調査を実施することにいたしました。

2. 調査対象及び調査方法

- ①調査地域 : 豊山町全域
- ②調査対象 : 豊山町在住者
- ③標本数 : 2,000人
- ④標本抽出方法 : 住民基本台帳から無作為抽出
- ⑤調査期間 : 平成30年9月
- ⑥調査方法 : 郵送配布・郵送回収

3. 調査票の回収方法

配布数	2,000件
有効回収数	705件
無効回収数	2件
回収率	35.4%

4. 報告書の見方

- グラフ・表中の「N」はアンケートの回収数を示しています。
- 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100.0%にならない場合もあります。
- 複数回答の場合、回答の合計比率が100.0%を超える場合があります。
- グラフ・表として示したもののうち、回答数が0の場合は表示を省略しています。また、選択肢の文章を簡略化してある場合もあります。
- クロス集計表で着目している数値は必ずしも最も高い値ではありません。全体の値を基準に数値の開きが+と-で大きいものを選択して検証しています。

Ⅱ. 調査結果

4. 豊山町の福祉サービスについて

4-1. 障がい者に対し、地域として取り組むべきこと

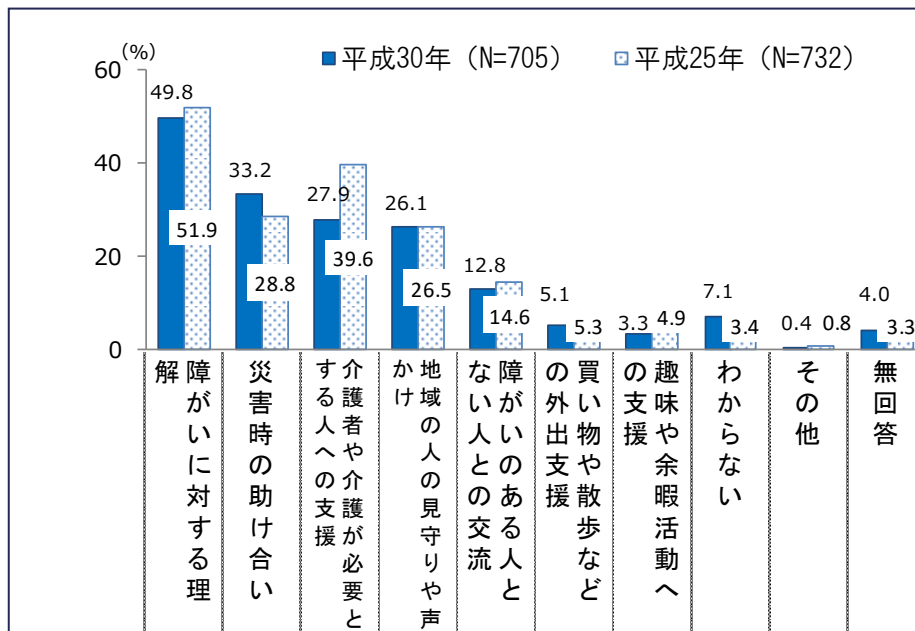
問 14 あなたは障がいのある人に対して、地域として取り組むべきことは何だと思いませんか。
(〇は2つまで)

◆「障害に対する理解」が49.8%

障がい者に対し地域として取り組むべきことについては、「障害に対する理解」が49.8%と最も多く、次いで「災害時の助け合い」が33.2%、「介護者や介護が必要とする人への支援」が27.9%、「地域の人の見守りや声かけ」が26.1%となっています。

前回調査と比較してみると、特に大きな変化は見られませんが、「介護者や介護が必要とする人への支援」が11.7ポイント減少しています。

図 4-1 障がい者に対し地域として取り組むべきこと



性別でみると、「地域の人の見守りや声かけ」と回答した人の割合は、男性（20.6%）に比べ女性（28.5%）で高くなっています。また「障がいに対する理解」「災害時の助け合い」は男女共通の課題として意識しているとうかがえます。

年齢別でみると「障がいに対する理解」は30歳代～50歳代、「地域の人の見守りや声かけ」は70歳以上、「災害時の助け合い」は40歳代で高くなっています。

居住年数別でみると、「障がいに対する理解」は20年未満住んでいる人、「地域の人の見守りや声かけ」は50年以上住んでいる人、「趣味や余暇活動への支援」は5年未満で高くなっています。

表 4-1 障がい者に対し地域として取り組むべきこと

	調査 件数	障 が い の あ る 人 と の 交 流	障 が い に 対 す る 理 解	地 域 の 人 の 見 守 り や 声 か け	介 護 者 や 介 護 が 必 要 と す る 人 へ の 支 援	買 い 物 や 散 歩 な ど の 外 出 支 援	援 趣 味 や 余 暇 活 動 へ の 支 援	災 害 時 の 助 け 合 い	わ か ら な い	そ の 他	無 回 答
(上段:件数/ 下段:%)											
全 体	705	90	351	184	197	36	23	234	50	3	28
	100.0	12.8	49.8	26.1	27.9	5.1	3.3	33.2	7.1	0.4	4.0
性別											
男性	267	38	131	55	75	8	11	92	22	1	16
	100.0	14.2	49.1	20.6	28.1	3.0	4.1	34.5	8.2	0.4	6.0
女性	319	39	162	91	93	21	8	104	19	1	7
	100.0	12.2	50.8	28.5	29.2	6.6	2.5	32.6	6.0	0.3	2.2
年齢											
10・20歳代	53	6	24	15	13	3	4	14	6	1	1
	100.0	11.3	45.3	28.3	24.5	5.7	7.5	26.4	11.3	1.9	1.9
30歳代	106	19	64	16	27	3	4	31	8	-	3
	100.0	17.9	60.4	15.1	25.5	2.8	3.8	29.2	7.5	-	2.8
40歳代	136	20	70	30	38	10	2	56	8	2	2
	100.0	14.7	51.5	22.1	27.9	7.4	1.5	41.2	5.9	1.5	1.5
50歳代	100	17	56	23	34	4	4	31	4	-	4
	100.0	17.0	56.0	23.0	34.0	4.0	4.0	31.0	4.0	-	4.0
60歳代	120	5	57	33	40	6	5	45	6	-	6
	100.0	4.2	47.5	27.5	33.3	5.0	4.2	37.5	5.0	-	5.0
70歳以上	174	21	72	61	41	10	4	50	17	-	12
	100.0	12.1	41.4	35.1	23.6	5.7	2.3	28.7	9.8	-	6.9
居住年数											
5年未満	141	11	75	26	35	9	10	51	14	1	7
	100.0	7.8	53.2	18.4	24.8	6.4	7.1	36.2	9.9	0.7	5.0
5～9年	85	14	46	19	23	6	1	24	5	1	1
	100.0	16.5	54.1	22.4	27.1	7.1	1.2	28.2	5.9	1.2	1.2
10～19年	125	20	73	30	40	4	1	49	6	1	1
	100.0	16.0	58.4	24.0	32.0	3.2	0.8	39.2	4.8	0.8	0.8
20～49年	249	29	115	69	74	12	9	82	18	-	11
	100.0	11.6	46.2	27.7	29.7	4.8	3.6	32.9	7.2	-	4.4
50年以上	94	14	38	34	23	5	2	23	6	-	8
	100.0	14.9	40.4	36.2	24.5	5.3	2.1	24.5	6.4	-	8.5

4-3. 住みやすい地域にするための重要な取組

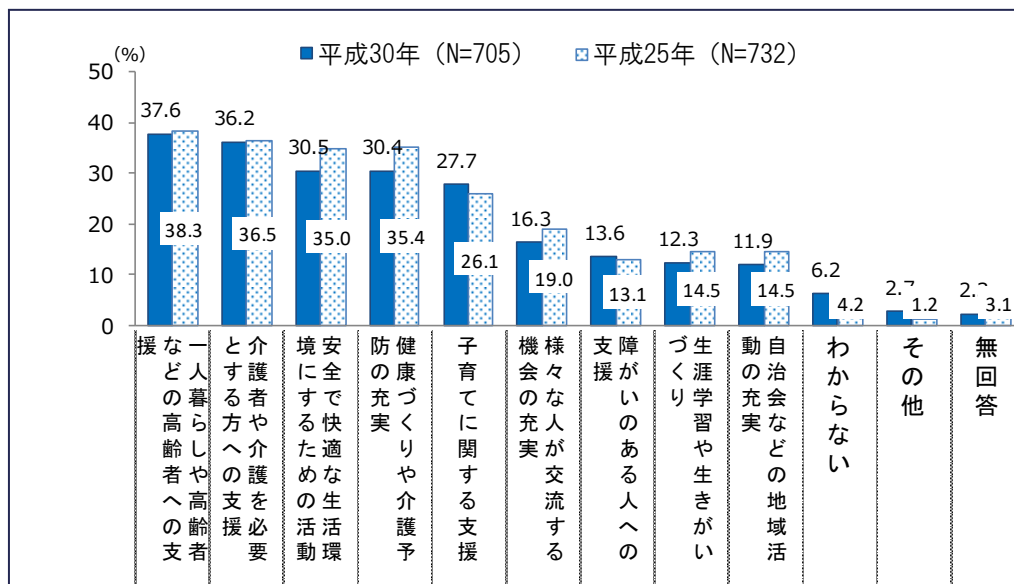
問 16 今後、より住みやすい地域とするために、どのような取組が重要だと思いますか。(〇は3つまで)

◆「一人暮らしや高齢者などの高齢者への支援」が37.6%

住みやすい地域にするための重要な取組については、「一人暮らしや高齢者などの高齢者への支援」が37.6%と最も多く、次いで「介護者や介護を必要とする方への支援」が36.2%、「安全で快適な生活環境にするための活動」が30.5%、「健康づくりや介護予防の充実」が30.4%となっています。

前回調査と比較してみると、特に大きな変化はみられません。

図 4-3 住みやすい地域にするための重要な取組



性別でみると、「健康づくりや介護予防の充実」と回答した人の割合は、女性（25.4%）に比べ男性（34.1%）が8.7ポイント上回っています。

年齢別でみると、「健康づくりや介護予防の充実」は70歳以上、「介護者や介護を必要とする方への支援」は50～60歳代、「子育てに関する支援」は30歳代で高くなっています。また、「一人暮らしや高齢者などの高齢者への支援」は年齢が増すにつれて、高くなっているのに対し、「安全で快適な生活環境にするための活動」は10・20～30歳代で約4割を占めています。

居住年数別でみると、「子育てに関する支援」「安全で快適な生活環境にするための活動」は居住年数が短いほど占める割合は高くなっているのに対し、「健康づくりや介護予防の充実」「介護者や介護を必要とする方への支援」「一人暮らしや高齢者などの高齢者への支援」は、居住年数が長い人ほど占める割合は高くなっています。また、「自治会などの地域活動の充実」は50年以上住んでいる人が高く、約2割を占めています。

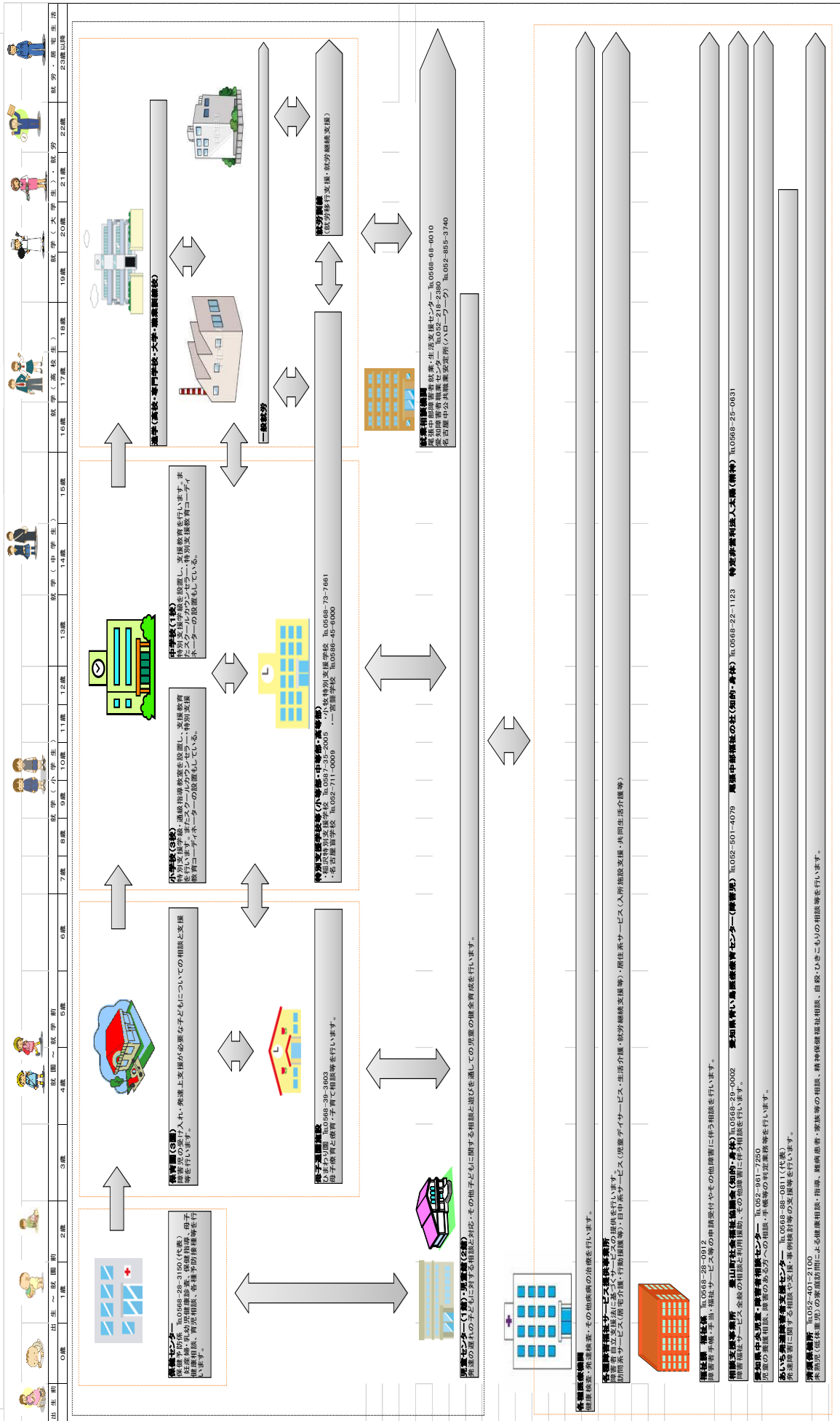
表 4-3 住みやすい地域にするための重要な取組み

	調査件数	健康づくりや介護予防の充実	介護者や介護を必要とする方への支援	子育てに関する支援	一人暮らしや高齢者への支援	障がいのある人への支援	生涯学習や生きがいづくり	様々な人が交流する機会の充実	安全で快適な生活環境にするための活動	自治会などの地域活動の充実	わからない	その他	無回答
(上段:件数/ 下段:%)													
全体	705 100.0	214 30.4	255 36.2	195 27.7	265 37.6	96 13.6	87 12.3	115 16.3	215 30.5	84 11.9	44 6.2	19 2.7	16 2.3
性別													
男性	267 100.0	91 34.1	90 33.7	67 25.1	95 35.6	32 12.0	33 12.4	45 16.9	84 31.5	40 15.0	14 5.2	7 2.6	7 2.6
女性	319 100.0	81 25.4	123 38.6	97 30.4	123 38.6	50 15.7	38 11.9	52 16.3	97 30.4	26 8.2	20 6.3	11 3.4	5 1.6
年齢													
10・20歳代	53 100.0	14 26.4	9 17.0	23 43.4	12 22.6	7 13.2	5 9.4	7 13.2	20 37.7	3 5.7	6 11.3	2 3.8	-
30歳代	106 100.0	24 22.6	30 28.3	62 58.5	23 21.7	14 13.2	12 11.3	17 16.0	43 40.6	5 4.7	7 6.6	6 5.7	-
40歳代	136 100.0	38 27.9	51 37.5	47 34.6	43 31.6	21 15.4	14 10.3	28 20.6	44 32.4	17 12.5	9 6.6	5 3.7	-
50歳代	100 100.0	24 24.0	42 42.0	24 24.0	47 47.0	15 15.0	15 15.0	16 16.0	28 28.0	8 8.0	6 6.0	3 3.0	1 1.0
60歳代	120 100.0	32 26.7	52 43.3	16 13.3	51 42.5	16 13.3	20 16.7	20 16.7	35 29.2	19 15.8	6 5.0	1 0.8	5 4.2
70歳以上	174 100.0	75 43.1	65 37.4	19 10.9	84 48.3	22 12.6	18 10.3	24 13.8	41 23.6	31 17.8	10 5.7	2 1.1	9 5.2
居住年数													
5年未満	141 100.0	37 26.2	42 29.8	66 46.8	37 26.2	19 13.5	10 7.1	28 19.9	45 31.9	9 6.4	11 7.8	7 5.0	5 3.5
5～9年	85 100.0	20 23.5	26 30.6	39 45.9	19 22.4	11 12.9	17 20.0	12 14.1	28 32.9	10 11.8	7 8.2	1 1.2	-
10～19年	125 100.0	31 24.8	45 36.0	28 22.4	49 39.2	15 12.0	18 14.4	21 16.8	52 41.6	10 8.0	9 7.2	5 4.0	-
20～49年	249 100.0	89 35.7	105 42.2	44 17.7	121 48.6	40 16.1	27 10.8	32 12.9	60 24.1	33 13.3	12 4.8	5 2.0	6 2.4
50年以上	94 100.0	32 34.0	32 34.0	15 16.0	33 35.1	10 10.6	14 14.9	20 21.3	27 28.7	21 22.3	5 5.3	1 1.1	5 5.3

ライフステージマップ(支援詳細)

分野	機関 / 年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳以降			
医療 保健	医療機関	出生前	出生～保育園前	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳以降		
	保健センター																											
	母子健康教室																											
	産科保健																											
	保健センター																											
	母子健康相談																											
	乳幼児健康診査																											
	予防接種																											
	訪問指導事業																											
	その他																											
保育 福祉	児童福祉所																											
	母子健康相談																											
	母子健康相談																											
	子育てに関する事業																											
	子育てに関する事業																											
	子育てに関する事業																											
	子育てに関する事業																											
	子育てに関する事業																											
	子育てに関する事業																											
	子育てに関する事業																											
教育	幼稚園																											
	小学校																											
	中学校																											
	特別支援学校																											
	特別支援学校																											
	特別支援学校																											
	特別支援学校																											
	特別支援学校																											
	特別支援学校																											
	特別支援学校																											

ライフステージマップ(機関連携)



豊山町障害者福祉審議会条例

(設置)

第1条 障害者に対する福祉及び保健に関する施策を総合的、体系的に企画立案し、かつ、計画的な推進を図り、もって障害者の福祉の増進及び生活の安定向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として豊山町障害者福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町長から諮問を受けた障害者の福祉、保健に関する計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 障害者の福祉及び保健に関する計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 障害者福祉に関する事務事業の点検及び評価に関する事項
- (4) 障害者福祉施設の管理運営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療及び保健関係団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉ボランティア団体の代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2豊福第2054号

令和2年8月26日

豊山町障害者福祉審議会
会 長 今 井 理 恵 様

豊山町長 服 部 正 樹

豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）の策定について（諮問）

豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）の策定にあたり、豊山町障害者福祉審議会条例（平成14年豊山町条例第6号）第2条第1項第1号に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和3年3月5日

豊山町長 鈴木 邦尚 様

豊山町障害者福祉審議会
会長 今井 理 恵

豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（案）について（答申）

貴職より、令和2年8月 26日付け2豊福第2054号で諮問のありました豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（案）について、下記のとおり答申します。

記

豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（案）については、妥当と認める。

なお、計画の具体的施策については、点検・評価をされるとともに、必要な対策を講じて実現に向けて努力されたい。

豊山町障害者福祉審議会委員名簿

No.	職名・団体名等	委員氏名
1	日本福祉大学准教授	(会 長) 今 井 理 恵
2	社会福祉協議会代表	(副会長) 岡 島 義 広
3	いなざわ特別支援学校教諭	加 納 祐 介
4	特定非営利活動法人太陽「七彩工房」代表	丹 羽 孝 旨
5	民生委員協議会代表	岡 島 千 衣 子
6	福祉作業所親の会代表	田 島 夫 巳 枝
7	点字友の会代表	長 島 記 子
8	手話サークル豊友代表	熊 沢 洋 子
9	一般公募	大 野 安 彦

策定過程

開催日	審議内容等
第1回障害者福祉審議会 令和2年8月26日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次障害者計画実績（令和元年度実績）を報告 ・第5期障害福祉計画における取組み進捗状況を報告 ・第1期障害児福祉計画における取組み進捗状況を報告 ・豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（案）の策定方針を協議
第2回障害者福祉審議会 令和2年11月26日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（案）を協議
福祉建設委員会 令和3年2月5日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（案）を審議
パブリックコメント 令和3年2月8日（月）～ 令和3年2月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開コーナー、福祉課窓口や町公式ホームページで計画案を公開し、郵送やメールなどで意見を集約
第3回障害者福祉審議会 令和3年3月5日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果を報告 ・豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（案）を協議

豊山町障害者福祉計画
(第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)
令和3年3月

発行：豊山町 生活福祉部 福祉課
〒480-0292
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
電話：0568-28-0912
F A X：0568-28-2870